

別添

**パブリックコメントの意見概要とそれに対する考え方について**  
【動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）の集計結果】

**1. 実施期間**

令和2年1月30日(木)～令和2年2月28日(金)

**2. 意見者数**

FAX	メール	郵送	合計	(参考)延べ意見数
417	352	32	801	16,516

第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方  
(動物の愛護)

1	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
1	<p>人と動物とは生命的に連続した存在であるとする考え方 一人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見  と現行の表現に戻すべき。</p>	<p>・人間もヒト科の動物であり、進化の歴史を経て、感覚や意識など多くの機能を動物と共有していることを明確にするため、現行の「科学的な知見」のままにするべき。動物の適正な取扱いやアニマルウェルフェアを考える上で非常に重要な科学的事実であるため、現行の基本指針から変更するべきでない。 ・「考え方」に変更してしまうと、輪廻転生などの非科学的な概念を連想させ、特定の宗教に肩入れをしているように感じられる。行政文書にふさわしくない。</p>	<p>(動物の愛護)のパート全体として、動物の愛護及び管理における重要な基本的考え方である「適正飼養の推進」について、より分かり易く示すための修正の一環であり、原案のとおりとします。「考え方」の中には、人間も一つの種であることや、進化学的観点からの他の種とのつながり、食物連鎖・生物多様性などの他、生命観など、幅広い概念が含まれます。また、科学的・客観的な知見の収集等の必要性は、第2の1、基本的な視点等で示しています。</p>	408
2	<p>・動物の愛護の基本は、…傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことは勿論、動物が苦しみや痛みを感じる生き物であることから、動物に対する共感や人の責任を、動物の取り扱いに反映させることが欠かせないものである。 * 下線部分に変更する。  ・人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在であるが、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。動物が人と同じく、苦しみや痛みを感じる生き物である以上、利用や殺処分を行う場合には最大限の配慮をしなければならない。また、生命尊重の観点からも、思いやりを持って適正に扱うことが求められる。 * 一部削除し下線部分に変更する。</p>	<p>動物の命を利用したり殺処分をすることは、動物に痛みや苦しみを与えているのだということを知らなければ、人は何を考え、しなければならぬのか、また、本当の動物愛護とは何かを理解することはできないため。</p>	<p>動物の適正な取扱いを求めることに関する御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。</p>	2
3	<p>人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。 一人が動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りであることから、他の生物の利用を最小限にとどめ、殺処分をなくすよう尽力すべきである。</p>	<p>他の生物の利用に甘い内容となっている。</p>	<p>御指摘の趣旨について既に記述に含まれており、ここでは基本的考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。</p>	1
4	<p>P3, L9「このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。」 一人「このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、」を削除し、「動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。」のみとする。</p>	<p>「動物の利用や殺処分の厳粛な受け止め」と「命の軽視、みだりな利用は誤り」は、一文の中で並列に置くことはできないと考えます。また、前段落の「生命的に連続した存在であるとする考え方」「生きとし生けるものを大切にすること」「感謝及び畏敬の念」を考慮すると、「動物の利用や殺処分」を「厳粛に受け止めることが必要」とするのは一方的な考えと思われます。幅広い議論をする態度が求められます。</p>	<p>削除との御指摘部分は、基本的考え方を示すものとして明記する必要があると考えています。</p>	1
5	<p>動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。 一動物が苦しみや痛みを感じる感覚ある存在であることを理解し、動物に対して共感や責任の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。</p>	<p>・国際的にも動物保護・ウェルフェアの大前提となっている、動物が感覚を有する存在であることについて、冒頭で言及すべき。モノや植物と動物を分けているものは何なのかを示さずして動物愛護は語れないはずである。 ・「愛護」という言葉には、慈し愛する要素も含まれるはずである。しかし、現行の基本指針の冒頭は、動物を殺すことばかりに目を向けすぎであり、動物とどのような関係を結ぶべきなのかに関する示唆が希薄である。 ・必要不可欠でない殺しについて、動物を殺してもよい言い訳として「感謝の念」が使われることに対する拒絶反応も強い。ここでは、「感謝及び畏敬の念」といった宗教的な文言ではなく、「共感や責任」といった現代的な関係を示唆する言い回しに改めることを要する。</p>	<p>動物愛護管理法第2条の基本原則に基づき、前段で「動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うこと」と記載しており、動物の適正な取扱いを求める御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。</p>	412
6	<p>「動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、」 →「感謝及び」を削除し「共感と畏敬」に変更。 →「感謝」を削除し「責任及び情愛」に変更。</p>	<p>・どんな理不尽な場合でも感謝さえすれば動物を殺してよいのだという免罪符を与えかねないから。 ・感謝という言葉があるだけで利用のための正当化のように感じる。</p>	<p>基本的考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。</p>	2
7	<p>動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。 一動物の命に対する感謝や畏敬の念といった感情を尊重するとともに</p>	<p>当該文章は最後に「欠かせない」と結んでいるが、動物に対して人が抱く考え方は様々であるところ、その内心について特定の考え方を持つことを押し付けることは、我が国の人権の考え方の上でふさわしくない。動物に対して感謝という感情を持たないことも自由であり、そのうえで「動物の命に感謝したい」という人々の思いが総体として法的保護を与えられるほどの「道徳観」を形成している事実を認識してそれらの「道徳観」を尊重する義務がある、というべきである。そのため、その義務の範囲はあくまでも「適切に取り扱うこと」で人々の道徳観を侵害しないことであって、その行為に付随する特定の価値観までも求められるものではない。動物のと畜業に従事する人々には「人々の生活を豊かにするための技術的な活動として行っているのだから、家電や自動車を生産する仕事と変わらない。畜産農家の努力に対する敬意を払い、製品の品質を高めることに誇りをもっており、そのために商品である動物を大切に扱う。」と考えていて、動物の命に対して感謝するしないは特にかえりはないという人もいられる。原案は、「感謝の念を抱かない」ことを否定し、関連した職業の人々の人権にも関わることとなるので変えるべきである。</p>	<p>第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方(合意形成)のパートで、「個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう」と記載されており、御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。</p>	1
8	<p>人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。 一人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在ではあるが、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。動物は苦しみや痛みを感じる感覚ある存在であり、利用や殺処分に際しては最大限に苦痛を取り除くことが必要である。また、アニマルウェルフェアに配慮すること自体が人の健康や持続可能性につながることを認識しなくてはならない。</p>	<p>・動物の利用や殺処分が存在するわけではあるが、それを直視し、受け止めるだけでなく、犠牲を少なくする努力をすることが人間の責任であること、をわかりやすい語順で明示すべきである。該当部分では、「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため(中略)動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである」という構成になっているが、日本語として、なぜ「このため」なのか、因果関係が不自然に感じられる。「他の生命を犠牲にしなければならぬとしても、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りだ」という逆接の接続詞で結び、結論をわかりやすく先に書くべきである。 ・厳粛に受け止めていても苦痛を与えることに無頓着であれば意味がない。気持ちの問題ではなく、動物の苦痛ができる限り少ないことが重要である。なぜ動物の命を軽視したり、みだりに利用したりしてはいけないのか、その根拠となる事実(動物が感覚ある存在であること)を明示するべきである。 ・国際的にも重要となっているワンヘルスや持続可能性とアニマルウェルフェアの関係性を明記すべきである。</p>	<p>動物の適正な取扱いを求める御指摘の趣旨については、基本的な考え方を示すものとして、動物愛護管理法第2条の基本原則に基づき、前段で「動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うこと」と記載され、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えており、原案のとおりとします。</p>	416

9	人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。 「犠牲にしなければ生きていけない」のではなく「尊重し、共存することを目指す存在である」とすべき。少なくとも「過去の膨大な犠牲を踏まえ、犠牲を減らすことを社会の発展とする」とすべき。	人は動物を犠牲にしなければ生きられないという概念が、環境破壊、生態系の破壊といった環境レベルから、動物虐待やネグレクト、安易な飼育やフリーディング、動物カフェなど、命の経済利用を促進させてしまったから。		1
10	人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。 一人は、《動物以外の多くの》生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在ではあるが、人が生きていく上において利用し、その命を犠牲にせざるをえないと認められるのは動物以外の生物に限られ、人は動物を含めた他の多くの生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在であると認識することは誤りであり、人が人の為に動物を利用しその命を犠牲にすることは自然の摂理にも社会の条理にも反することであると正しく認識することが必要である。	・人は本来動物を食べる必要のない生き物であり、人が健康的に生きるためには動物の摂取も必要であるという主張は科学的事実と反しておりまったくの偽りである。反対に動物性タンパク質の摂取は人の健康を害することが指摘されている。また、それ以外の利用と犠牲についてもそのすべてが差別の上に成り立っており、人が人の為に動物を利用しその命を犠牲にすることは認められない。	基本的考え方を示すものであるため、明記する必要がありますと考えています。	2
11	人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。 一人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしているが、動物も人間と同じように痛み苦しみという感覚を持つことを忘れてはならない。利用し殺処分することが避けられない場合でも、十分に動物福祉に配慮し、命を軽視することや、みだりに利用することがあってはならない。」に変更する。	ビーガンやベジタリアンは植物を摂取するだけで生きているわけで、人間は必ずしも動物を殺して食べなくても生きていける。動物の命を奪わないと人間が死んでしまうような表現は間違い。		1
12	【このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、】→削除 【動物の命の犠牲は最小限に留め、犠牲になる動物には最新の世界基準による動物福祉に則り、苦痛を最大限に取り除く必要がある。】→加筆	人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。そのことを厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。自然の摂理や社会の条理は人間都合の解釈。動物の利用や殺処分は人間の身勝手な言い訳である。しかしながらやむおえず犠牲になる動物たちに対しては遅れた日本基準ではなく最新の世界基準で出来得る最大限に苦痛を取り除くことが恩恵を受ける人間に課せられた償いであると思います。		1
13	「このため、動物の利用や殺処分を不条理として直視し」に変更	人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなくても生きていける		1
14	「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく」に続く文面をなるべく動物に苦痛を与えないようにするという趣旨を明確にすべき。	いまいち意味が捉えづらく、人は動物を利用したり殺したりする権利があるという意味が強調されてしまう可能性があるように思う。	動物の適正な取扱いを求める御指摘の趣旨については、動物愛護管理法第2条の基本原則に基づき、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
15	社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対してやさしいまなざしを向ける態度が求められる。 →社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対して思いやりを持ち、適正に取り扱う態度が求められる。	・「まなざしを向ける」という表現が抽象的過ぎ、ただ眺めているだけでもよいと受け止められる。 ・気持ちを向けるだけではなく、行動に移す必要がある。		414
16	命あるものである動物に対してやさしいまなざしを向ける態度が求められる。 →命あるものであり人と同じ痛み、苦しみを覚える動物に対して人どおりに共生していくべきを考え、アマラルヴェルフェアに則った優しいまなざしを向ける態度が求められる。とすべき。	動物を「命あるもの」と表記するだけでは不十分だと思います。また、「優しいまなざし」という文では人それぞれに受け取られてしまうので、具体例を記載して下さい。	御指摘の趣旨については、基本的な考え方を示すものとして、動物愛護管理法第2条の基本原則に基づき、前段で「動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うこと」と記載され、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えており、原案のとおりとします。	1
17	“優しいまなざしを向ける”などという表現は、効果、実体の無いものであり無意味である。優しいまなざしを向けるだけでいい、との誤解を与えかねない表現ではなく、命ある動物は痛み、苦痛も感受するものとして接することという文言を加えて頂きたい。	一部の人間、動物取り扱い事業者の中には、動物に対して慈しみの心が無いものもあり、命の軽視に繋がる現状があるため。		1
18	社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対してやさしいまなざしを向ける態度が求められる。 →社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対して心身共に苦痛を与えないという動物への思いやりの態度が求められる。	やさしいまなざしでは曖昧である。より具体的な表現が必要。		2
19	社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対してやさしいまなざしを向ける態度が求められる。 →「～を図るためには命あるものである動物を大切に扱うという価値観が広く受け入れられていく必要がある」などとする	動物に対する人々の考え方は様々であるところ「やさしいまなざしをむける」という特定の心情、姿勢を求めるのは、内心の自由を尊重する点において不適切である。保護法益は動物の命ではなく、動物への愛護感情といった道徳観である。そこにおいて必要なのは、道徳的価値観への理解、尊重であって思想の強制ではない。たとえ全員が「やさしいまなざし」の姿勢を持っていないとしても、「他者の価値観を尊重する」という姿勢をもってれば、それは友愛や平和につながるものである。	第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方のパート全体において、御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
20	「命あるものである動物に対してやさしいまなざしを向ける態度が求められる。」 →「命あるものである動物に対して共感し、適正に扱うことが求められる。」	前段で、「動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけまたは苦しめることや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことである。」と書いているので、一貫性のある文章にしてください。 現行では「適正に扱うようにすることのみにとどまるものではない。」と、生きとし生けるものへの気持ちを扱いに反映する事の重要性を説いていますが、改正案ではそこを削除しているため、適正な取り扱いを重視していると思われます。それならば、「やさしいまなざし」や、主観的な言葉を連ねるよりも、苦痛を取り除くなど、適正な扱いをすることを主張するのが、今回の素案の主張される「動物の愛護」の解釈だと理解しました。	御指摘に関し、(動物の愛護)のパート全体として、動物の愛護及び管理における重要な基本的な考え方である「適正飼養の推進」について、より分かり易く明示した修正としております。その上で、動物の愛護に係る基本的考え方について示すものであるため、原案のとおりとします。	1
21	動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、【動物も我々人間と同様に苦痛を感じ喜怒哀楽のある存在であることを常に念頭に置き、動物に対し共感と責任を持ち、真摯に向き合う】→加筆 この気持ちを命ある動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。	動物の取扱いに反映させるのは人間目線の都合ではなく動物の立場に立った扱いが必要であると考えます。 ※命ある「もの」である動物ではなく「命ある動物」です。「もの」とつける言い回しに疑問を感じます。基本指針素案に明記された同じ表現は全て訂正願います。	動物に対し責任を持ち真摯に向き合うとの御指摘の趣旨について、基本的な考え方として既に当該指針の中に盛り込まれているため、原案のとおりとします。	1

22	社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対してやさしいまなざしを向ける態度が求められる。」「」内を削除		基本的考え方を示すものであるため、明記する必要が有ると考えています。	1
23	3ページ（動物の管理）の直前に以下の一行を追加ただし、すべての人が動物好きになることを目指すものではなく、動物に関わりた者が適正に関われることを求めているものであって、その者に対しては厳しいまなざしがそがなければならない。	動物愛護とはすべての者が動物を好きになってかわいがるのが目標のように誤解している人が意外に多い。推進員を動物嫌いの人からも選ぶようにして激しく反発を受けた自治体もある。しかし、動物を愛護することは飼い主を甘やかすことと混同されるが、それでは問題は解決しない。愛護動物がしつこくさせることは人間側の怠慢と裏表一体で、やがては飼い主やボランティアが動物を不幸にするケースは数限りない。動物が嫌いな人や飼っていない人の方が、むしろストレートに注意喚起できることも多い。	動物の適正な取扱いを求める御指摘の趣旨については、動物の愛護及び管理における重要な基本的考え方として、今般、当該指針（動物の愛護）の記述でより分かり易く明示する修正をしています。	1
<b>(動物の管理)</b>				
24	我が国では、幅広い世代に渡る約3割の国民がペットを飼育しており、 → 削除	令和13年までにこの飼育の比率が同じまとは限らないし、変わる可能性があること。およびこの文言がなくても何ら問題が無いので	当該指針は、現時点における国民の意識や動物の飼養状況等を踏まえて、今後、計画期間における施策を総合的に推進するための基本的な指針を示すものであり、必要な記述であると考えています。	1
25	P3の最下段「…人の生命身体、身体、財産の侵害や生活環境の保全上…」 →上記の文章に「及び自然環境」を追加し次のように記述する。「…人の生命身体、身体、財産の侵害や生活環境及び自然環境の保全上…」	P5の最下段に「…自然環境に及ぼす…」と記述があるため、ここでも触れたほうが良い。本指針案に「自然環境」の用語が追加されたことは大きく評価できる。飼養動物の野生化問題や外来動物問題あるいは人獣共通感染症問題が起きているため。	御指摘の部分は、動物愛護管理法第1条の目的における動物の管理に関する事項に基づくものであり、原案のとおりとします。	2
26	全ての動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）、は、所有者占有者に「給餌者」を加えるべきである。	今回の法改正で、給餌者に対する措置が明記された。これは給餌者の無責任な行動が問題となっているからであり、法改正の趣旨を踏まえ給餌者にも責任があることを明記すべきである。後段の「この際」でつながる一文は前段を受けた文章だが、その文中に餌やりのことが書かれている構成からも、前段の当該が所に給餌者についても言及されていると文章的に適切である。また、「留意する」の表現をたてに「給餌者責任は無い」と主張する人も存在し、「留意する」では不十分な責任があることを明記する必要がある。	今般の改正法では、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じたことの原因となる活動に「給餌・給水」が追加されたもの。所有者等の責務に関連し、動物愛護管理法の規定を踏まえて記載しているため、原案のとおりとします。	1
27	「生活に欠かせない存在になっている一方で」 一とても大切に考える人がいる、等の飼い主の主観を基とした表現とすべき	平成3(ネ)4490 平成6年8月4日東京高等裁判所判決 「飼い主の身体的障害を補完する意味を持つ盲導犬の場合のように何らかの理由によりその動物の存在が飼い主の日常生活・生存にとって不可欠な意味を有する特段の事情がある場合には、たとえ、マンション等の集合住宅においても、右動物の飼育を禁止することは飼い主の生活・生存自体を制約することに帰するものであって、その権利に特別の影響を及ぼすものというべきである。 これに対し、ペット等の動物の飼育は、飼い主の生活を豊かにする意味はあるとしても、飼い主の生活・生存に不可欠のものというわけではない」とあり、「欠かせない存在になっている」という客観的にとれる表現はこの判決の趣旨と矛盾する。また、災害時に必ずしもすべての避難所でペットを受け入れられる訳ではなく、環境省のガイドラインでも避難所に置けない場合の選択肢を示している。「欠かせない」という考え方は、避難所への同伴を求める主張を正当化し、ガイドライン改訂の際に懸念された事態につながる。	当該箇所は、その前段にある「幅広い世代に渡る約3割の国民がペットを飼育しており」という社会的情勢を端的かつ分かり易く表現したものであり、文脈全体として、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるために適切な飼養を行うことの必要性を求めているものです。また、こうした情勢の一つの要因として、ご指摘されている「飼い主の生活を豊かにする」という点が含まれているものと考えております。以上を踏まえ、原案のとおりとします。	1
28	この際、逸走やみだりな繁殖を防止する措置等により動物の行動等に一定の制約を課す必要が生じる場合があること → 現行の「このように動物による侵害を引き起こさないように適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼養、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある」のまがよい。	改正案では意味がわかりにくい	動物の管理に関し、前段で動物愛護管理法第1条の目的規定を参照し「人の生命、身体、財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要がある」と追記・修正するとともに、重複の記述や表現の適正化を図り明示的に分かり易く修正したものであり、原案のとおりとします。	1
29	P4の2行目「逸走やみだりな繁殖を防止する措置等」 →「逸走やみだりな繁殖、自然環境に及ぼす悪影響等を防止する措置等」に修正すべきである。	在来野生生物に及ぼす捕食、感染症媒介等の影響を重視すべきであるため。	動物愛護管理法第1条の目的規定を踏まえた記述です。御指摘の趣旨のとおり、逸走やみだりな繁殖を防止する措置等による適正飼養の推進により、自然環境へ及ぼす悪影響を防止することは重要と考えます。	1
30	「全ての動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、その社会的責任を十分自覚し、」という文言と、「所有者がいない動物に対する恣意」という言葉は削除してください。 そして、以下のように変更してください。 「人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立すること併せて、鳴き声、糞尿等による迷惑を含め、人の生命、身体、財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要がある。 この際、逸走やみだりな繁殖を防止するために、猫の室内飼育や犬の係留を徹底することや、雄雌を分けて飼育する等、動物の行動に一定の制約を課す必要が生じる場合がある。また、所有者がいない動物も含む不妊去勢手術の推進や、所有者明示や登録制度の推進により、社会が適切に動物の管理をすることが、人と動物との共生社会を作る方法である。」に変更してください。	所有者等に全責任を押し付けるような書き方はよくありません。適正な飼育の推進は社会全体の問題であるからです。飼い主である占有者の責任のみ強調するのは間違っています。 また、「占有者」という言葉と、後で「所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり行為」と表現していることから、餌やり行為者に全ての責任を持たせようという意図があるように意味が繋がります。 所有者がいない愛護動物に対する給餌自体は問題ではなく、管理が不十分なことが問題なのです。管理するには、第一に不妊去勢手術による繁殖制限をすべきです。「動物の管理」という見出しであるのに、動物による被害を強調するのは、共生社会のために管理すべきだと明記してください。	削除すべきのご意見の部分は基本的な考え方を示すものであるため明記する必要が有ると考えており、また、御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
31	「ペットは伴侶動物(コンパニオンアニマル)として生活に欠かせない存在になっている」以下、「令和元年度の世論調査では、ペットが人に与える影響について」等、「ペット」という用語を使用している箇所について。 「ペット」は、「動物」や「飼育している動物」等と言い換えられるところでは、極力「ペット」という言葉を使わないようにしてください。	この文章の後からは、基本指針改定案全般にわたって「ペット」という言葉を多用していますが、できるだけ「動物」や「飼養している動物(コンパニオンアニマル)」と言われるようになったのは、ペットという言葉では表せないほど絆を感じてその存在を家族のように重視している証拠です。現行では、ペットという呼び方は多用していません。ペットという言葉は、愛玩するという原義からも、愛玩するために利用する動物という枠をでませんので、災害時の対応等でペットと呼ぶとそのイメージが動物の扱いに反映する可能性があります。「飼育している動物」や、「伴侶動物を連れて」避難するのが原則と書くくと、動物の重要性が感じられます。このように、使用する言葉を新調に検討してください。	基本的な考え方を示すものであり、また、「人とペットの災害対策ガイドライン」等、現行の表記や用例に基づくものであるため、原案のとおりとします。	1
32	令和元年度の世論調査では、ペットが人に与える影響について肯定的な回答が多い傾向にある一方、否定的な回答も一定数存在した。 → 当該世論調査の方法は妥当性を欠くので、取り上げるべきではない	質問票が、「自然共生社会」「生物多様性」といった、動物を肯定的にとらえる設問に続けてそのままたびに質問がおかれている。社会学において質問票の作成について研究されているとおり、前問の内容が後問の内容に関連していると、前問の印象が後問の回答に影響を与える。たとえば、本問が「日常生活で他人に迷惑をかけることについてどう思いますか」という設問の後に置かれていると、回答の数値は変わってくる。また、本問では、肯定的な選択肢が5つ否定的な選択肢を4つと、前者の数が多く、肯定的な選択肢のみを前半に固めている。この場合も肯定的な選択肢を選ぶ割合が増える。EBPMを言うのであれば、調査票の学問に基づく適切な調査票を用いなければ採用すべきではない。	内閣府によって、全国18歳以上の日本国籍を有する者（標本数3,000人）を対象に、令和元年8月22日～9月1日の期間中、調査員による個別面接聴取法により、規定に則り適正に実施されたものと承知しています。	1
33	鳴き声、糞尿等による迷惑を含め、 → 一鳴き声、糞尿等による迷惑や、動物との接触による感染症の発生、危険な動物による殺傷事故等を含め、	・「動物の管理」のセクションがペットによる迷惑のみに偏っているのはおかしいのではないかと、狂犬病等の感染症予防業務と並行して行われていることや、特定動物の規制があることも「管理」の一環であったはずである。 ・特定動物については、愛玩飼養は禁止されたが、動物園等では合法的な飼育が継続される。逸走だけでなく、死亡や重傷に至る事故も多く、警鐘を鳴らす意味でも、明示すべきである。 ・感染症の知識の習得も近年特に指摘されているため、記述した方がよい。	動物の管理に関し、前段で動物愛護管理法第1条の目的規定を参照し「全ての動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、～中略～人の生命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要がある」と追記修正しています。御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	408

34	「所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり行為等が」に続く文面ですが、「恣意的な餌やり行為」という文面が曖昧	不妊去勢手術をせずに餌だけをあげる行為だということをより明確にしてほしい	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2	
35	P4 動物の管理 「所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり行為等が」について 一 現行の基本指針「所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為のもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には」を追記して元に戻すべき。	・改正案では野良猫への餌やり禁止に簡単につながりかねない。 ・現行法では恣意的な餌やりの禁止は行政施策の実行としてもその徹底は不可能であり、また禁止令を役所が出しても現実問題として人目にふれないなどの工夫をする餌やりは決していなくならないことは歴史的な事実。 ・今まではなくならない餌やりの行為の結果の事態を想定した行政施策を、地域猫対策として役所がすすめることになっていました。役所には飼い主のいない猫への餌やりの許可も禁止もできないとの自覚や認識が生まれています。これからは役所に地域猫対策施策の経験や知識が不足するなど進めにくい時に、安易な餌やり全面禁止を施策にできるようにします。役所と住民などが協働しながら各地に根付き始めた地域猫対策の必要がなくなります。人と人との対立を避けるなどの目的から施策になっている地域猫対策が、安易な餌やり禁止に戻るため、人と人や組織などを巻き込む対立や混乱を生み出し、人々が自由に餌やりを糾弾できます。 ・一律に禁止することになると、これまで掃除などの管理を徹底した地域猫の会等の団体、個人ボランティアの方々まで、地域住民から「迷惑行為」と誤解されることとなる。 地域猫管理による野良猫をなくす活動に支障をきたしてしまふ。			9
36	この際、逸走やみだりな繁殖を防止する措置等により動物の行動等に一定の制約を課す必要があることのほか、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり行為等が、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることにも十分に留意する必要がある。 一 この際、逸走や雌雄分離飼育による繁殖防止措置等により動物の行動等に一定の制約を課す必要があることのほか、犬猫では不妊去勢手術による繁殖制限措置等も必要であり、所有者がいない動物に対して餌やり行為を行うだけでは、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることにも十分に留意する必要がある。	・「みだりな繁殖を防止する措置」のうち、不妊去勢手術は「動物の行動」を制限する措置ではないため、日本語として不自然に感じられる。また犬猫では特に手術による繁殖制限が必要であることを明確化するため、あえて特記することを要する。 ・「恣意的な餌やり行為」が何か不明である。地域猫活動については、例えば「自分のできる範囲で不妊去勢手術と餌やりだけ行う」といった取組でも、飼い主のいない猫の削減につながる貴重な行為である。できるだけボランティアを増やすためには、その取組のハードルをあげすぎずべきではない。	当該記述は、動物の管理を適切に行うことの必要性を述べている部分であり、恣意的な餌やり行為等を、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることの例示として示しているものであり、原案のとおりとします。 なお、当該指針の中で後述では「地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底と給餌・排せつ物の管理などを実施する地域猫活動」と明示しており、また「地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止するための取組を推進すること。」とも規定しており、適切な管理の一環として行われる地域猫活動等を否定するものではないことは明らかです。	413	
37	所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり行為等が、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることにも十分に留意する必要がある。	・無責任に餌やりだけを行う自称猫好きと、不妊去勢手術や里親募集、シニア猫の看取りまで自腹を切つて行なう猫ボラの地域猫活動が混同されて近隣住民から誤解を受ける可能性があるため。  ・曖昧な表現は住民の取り方によりトラブルになる為明確にする必要があると思います。		2	
38	P4 第1 (動物の管理)所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり行為等が動物による害の増加や、みだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合がある 一 上記文章を、「所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり行為等が、何らかの問題があると懸念される場合には、その都度状況を精査し、官民協働で対策を検討する必要がある。」とすべき。	所有者がいない動物に対する恣意的な餌やりは、ボランティア活動、又は環境保護活動等にも欠かせない行為であり、必ずしも害の増加やみだりな繁殖には直結しない為。		1	
39	動物の所有者等は、ほえ癖や臭気などによる迷惑や被害の加害者に自分がなり得ることへの意識がややもすると希薄な傾向にあり、被害者の置かれた状況を認識し、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、適正な飼養等に努めなければならない。 一 動物の所有者等は、ほえ癖や臭気などにより迷惑をかけることへの意識がややもすると希薄な傾向にあり、迷惑を受ける者の置かれた状況を認識し、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、適正な飼養等に努めなければならない。	・「加害者」「被害者」という表現はあたかも違法行為を与えた者、受けた者という強い印象を与え、当事者同士のトラブルをいざづらに助長しかねない。 ・動物愛護部会でも委員から同様の意見が出た。	ほえ癖や臭気などによる迷惑や被害に対する加害者の意識が希薄な傾向が見受けられることを受け、被害者の置かれた状況を認識する重要性から具体の例示を入れるとともに、「迷惑」だけでなく実際に「被害」が生じている実態があることを鑑みたくです。動物愛護部会でご審議いただきご了承を得ているため、現行指針同様、「加害者」「被害者」という表現を用いることとします。	407	
40	動物の所有者等は、ほえ癖や臭気などによる迷惑や被害の加害者に自分がなり得ることへの意識がややもすると希薄な傾向にあり、 一「ほえ癖」ではなく「鳴き声」とする	吠えるのは犬の自然な行動だが、癖ではなく違和感がある。	継続的に吠える犬の行動が常態化していることを放置することは、動物の飼育に伴う生活環境の侵害の一つの代表例であり、飼い主はしつけを含む適正な飼養に努める必要があることを示すものであり、原案のとおりとします。	1	
41	動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、適正な飼養等に努めなければならない。 一「社会的」を削除	あえて「社会的」と頭につける場合は、ルールや契約等により通常負うべき責任を超えて、社会へ貢献する責務のことなどを指すのが一般的と思う。例えば、飼い主同士互いにマナー向上を呼び掛ける活動をするとか、公園の清掃ボランティアに参加するとか、優良な動物取扱業者から購入する、などであり、義務感が薄い。この文脈で指すのは、むしろ通常負うべき責務がある責任のことであり、それを果たさないと時に不法行為となるようなことだと思われるので、単なる「責任」で良い。	削除すべきのご意見の部分は基本的考え方を示すものであるため明記する必要が有ると考えています。また、御指摘の趣旨についても、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1	
42	動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、適正な飼養等に努めなければならない。 一 動物の所有者等にすべき	3ページにて規定しているから	御指摘の一文では、既に冒頭で「動物の所有者等」が主語になっています。ご意見の部分は、「社会的責任を十分に自覚して」に係る表現であるため、原案のとおりとします。	1	
43	P4、動物の所有者等は、ほえ癖や臭気などによる「トラブルが起こりうることを認識し、」に変更		御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1	
44	国民の愛玩動物飼養における、逃走防止ならびに適切な飼養環境の確保の具体策並びに今後の方向性の記載が必要である。	同法1条にあるとおり国民であり、国民の3割が愛玩動物を所有している現状を鑑みると、もっとも重要な規制対象である一般国民に対する具体的な指針を欠いているのは著しく問題がある。具体的には、本法38条1項ないし4項を利用し、動物の飼育環境確認や逃走防止を目的とした国民の愛玩動物の飼育場所の確認ならびに逃走状況の疫学的調査なども行う指針とすべきである。	第1のパートは、動物の愛護及び管理に関する基本的考え方を示すものであり、具体的な施策については、第2、2施策別の取組で記載しております。	1	

【合意形成】				
45	安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって ■殺処分等については変更する。	一例として、一部の保健所や動物愛護管理センターで行われている炭酸ガスのみによる殺処分は、耐え難い苦痛を伴うものであり安楽処分とは言えないため。	賛否両論が見受けられる行為の例示であり意味を明確にするため必要であることから、原案のとおりとします。	1
46	P5の3行目「猫の屋内飼養」 →「猫の屋内飼養」の語句を削除する。	動物の行動を制限する行為の1つとして挙げられているが、動物福祉の観点からもむしろ推奨される措置(適正な飼育方法)であるため。		2
47	5ページ 猫の室内飼養を室内のみの飼養に変更	テレビ番組制作では最近コンプライアンスにうるさくなっているはずなのに、飼い猫を屋外に出すことは気にしている風には見えない。そこには、室内飼養を室内でも飼養すれば、室内外に出入り自由でもかまわないという解釈があるように思われる。そのような抜け道をふさいでいただきたい。	賛否両論が見受けられる行為の例示であることから、原案のとおりとします。	1
48	【人間社会の中における動物をそれぞれの役割に応じて人間が適正に取り扱うことも包含しており、その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱いがなされるならば、実験動物や家畜等の利用についても、その在り方の一つであると考えられる。】 → 人と動物が幸せに暮らす社会を作ることであり、動物実験や家畜等についても同じことが言える。	「共生」とは共に暮らすことであり、取り扱うことではないため。	御指摘の「共に暮らす」の意味するところが定かではありませんが、動物愛護管理法第2条の基本原則にある「人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」との規定を踏まえ、基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1
49	P5 第1 (合意形成)「人と動物の共生は、人間社会の中における動物をそれぞれの役割に応じて人間が適正に取り扱うことも包含しており、その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱いがなされるならば、実験動物や家畜等の利用についても、その在り方の一つであると考えられる。」 → 該当箇所「」を全文削除すべき。	・【理由なし】全文削除すべき。 ・愛護、管理のみならずアニマルウェルフェアに基づく権利について言及すべき。 ・「人と動物の共生」について述べていながら、「在り方の一つ」と言いつつ、利用が前提となっています。次段落の「動物の愛護及び管理の考え方は、普遍性及び客観性の高いものでなければならず、国民的な合意の下に形成していくことが必要である」ということで十分と考えます。	動物愛護管理法第2条の基本原則の規定を踏まえ、基本的な考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	3
50	ペットの殺処分に対する意識を聞いた令和元年度の世論調査の質問では、けがや病気で回復の見込みがない場合に殺処分を許容できるとする回答は全体の4割であった。 → けがや病気でないその他の飼養可能なペットについては、令和2年のインターネット調査で、64.8%が殺処分すべきでないとする回答が示しているように、特別な事情がない殺処分は原則的に行わないとする考え方を持つこともこれからは重要。	回復の見込みがない場合に殺処分を許容できるとする回答だけを条文に入れるのは、殺処分の誤った考え方を助長する。逆に飼養可能なペットの殺処分に反対する過半数の人の意見を条文に入れられないのは、あまりにバランスを欠く。	当該指針は、現時点における国民の意識や動物の飼養状況を踏まえて、今後、計画期間中における施策を総合的に推進するための基本的な指針を示すものです。内閣府によって、全国18歳以上の日本国籍を有する者(標本数3,000人)を対象に、令和元年8月22日～9月1日の期間中、調査員による個別面接聴取法により、規定に則り適正に実施された世論調査結果に基づくものです。国民意識が多様であることの例示であり、必要な記述であると考えています。	1
51	ペットの殺処分に対する意識を聞いた令和元年度の世論調査の質問では、けがや病気で回復の見込みがない場合に殺処分を許容できるとする回答は全体の4割であった。 → 許容できない、が過半数ということなので、少数意見をここに記載する意図はなにか。この箇所については削除すべきである。	・賛否両論が国内外において見受けられる。と先の文言に書かれているにもかかわらず、あえて片側の意見のみを強調しているように思われるため。 ・合意形成には全く不要であることと殺処分での問いかけで安楽死(殺)でないで違和感があるため。 ・『殺処分を許容できるとする回答は全体の4割』という一方だけの意見を書くことは、賛否両論とこのようにの前後の言葉のつながりからも、殺処分が肯定的な印象を与えかねない		3
52	例えば、ペットの殺処分に対する…許容できる回答は全体の4割であったが、動物の…。 * 下線部分を加え、「このように、個々人における」を削除する。	あくまでも、一例として載せるべき。		1
53	人と動物の共生は、人間社会の中における動物をそれぞれの役割に応じて人間が適正に取り扱うことも包含しており、その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱いがなされるならば、実験動物や家畜等の利用についても、その在り方の一つであると考えられる。 →(以下に修正すべき)人と動物の共生は、人間社会の中における動物をそれぞれの役割に応じて人間が適正に取り扱うことも包含しており、実験動物、畜産動物等も対象に含まれると考えられる。利用に際しては、倫理的責任が伴うことを理解する必要がある。目的の合理性や動物の取扱いの適正さが求められるであろう。 → 畜産動物や実験動物の利用には倫理的責任を伴うことを明記すべき。	・素案原文の文末が何を言いたいのか、意味不明である。意図を明確にすることを強く要望する。 ・この文章において、もし動物利用の正当化をしたいのであれば、OIE(国際獣疫事務局)のアニマルウェルフェアの指導原則にあるように、利用には倫理的責任が伴うことも併せて明記しなくては、不均衡であり、国内企業がアニマルウェルフェアを意識し始めている昨今において、国際社会だけでなく国内の流れにも反する内容となりえる。 ・今の日本の畜産動物の扱いは、国際社会の流れから遙かに遅れていて、企業やホテルは既に取り組んでいる中、早急に対処すべき。	動物愛護管理法第2条の基本原則にある「何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、」の規定を踏まえ、実験動物や家畜等の利用も、その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱いがなされるならば、人と動物の共生の在り方の一つであるとする基本的な考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。また、御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	418
54	その上で、万人に共通して適用されるべき社会規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、 → 動物の愛護及び権利及び管理	愛護、管理のみならずアニマルウェルフェアに基づく権利について言及すべき。	「動物の愛護及び管理に関する法律」の法目的、規定を踏まえて記載しているものであり、原案のとおりとします。	1
55	人と動物の共生は、人間社会の中における動物をそれぞれの役割に応じて人間が適正に取り扱うことも包含しており、その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱いがなされるならば、実験動物や家畜等の利用についても、その在り方の一つであると考えられる。 →以下追加 しかし実験技術等の向上により、動物実験の代替法も日進月歩であり、又家畜利用についても「培養肉」「植物肉」の研究開発が近年めざましく進歩していることから、動物を実験に利用すること・家畜を食肉に利用することも今後検討する必要があると考えられる。	バイオテクノロジーは21世紀における有望な成長産業の一つであると予想されていることを鑑みても、動物愛護の基本的な考え方も、バイオテクノロジーの進歩に合わせて変えていく必要がある。	動物愛護管理法第2条の基本原則の規定を踏まえ、基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1
56	・その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱いがなされるとしても、実験動物や家畜等の利用については、できるだけ限り削減し代替法を開発すべきである。また…。 * 下線部分に変更する。 ・実現に向けた将来ビジョンの形成を目指していくためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえる必要があるが、動物の命の尊厳の観点から丁寧かつ迅速な議論が必要である。 * 下線部分に変更する。	日本であっても外国であっても目指す方向に変わりはない。動物の命を搾取しているという観点から見れば、迅速な議論も必要である。	動物愛護管理法第2条の基本原則の規定を踏まえ、基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1

57	<p>人と動物の共生は、人間社会の中における動物をそれぞれの役割に応じて人間が適正に取り扱うことも含まれており、その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱いがなされるならば、実験動物や家畜等の利用についても、その在り方の一つであると考えられる。</p> <p>一人と動物の共生は、人間社会の中における動物をそれぞれの役割に応じて人間が適正に取り扱うべきであり、その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱うべきで、実験動物や家畜等の利用についても、動物の苦痛を排除した扱ひが必要であると考えられる。</p> <p><u>日本人の動物観の特質や海外との違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論の積み重ねが重要である。</u></p> <p><u>日本人として動物を傷つげずにその存在を大切に守ってゆく義務がある。人と動物の関係についての徹底的目付慎重な議論の積み重ねが重要である。</u></p>	<p>産業動物や実験動物に対する国際的アニマルウェルフェアの基本原則5つの自由を、より具体的に明記する必要がある。</p>	<p>御指摘のアニマルウェルフェアの基本原則である5つの自由については、動物愛護管理法第2条第2項で、基本原則として、動物の取扱いにおける基本的な理念である5つの自由の趣旨を明記し、動物の適切な取扱いを求めています。ここでは、基本原則の規定を踏まえて人と動物の共生について基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。</p>	1
58	<p><u>日本人の動物観の特質や海外との違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論の積み重ねが重要である。</u></p> <p><u>国際状況との比較や、人獣共通感染症及びワンヘルズといった社会の持続可能性に係る課題を踏まえ、人と動物の関係はどうかにか</u>についての丁寧な議論の積み重ねが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本にいる動物と、海外の同種の動物で、生物学的な性質がことさら違っているわけではない。動物が生理的に求める欲求を、日本人だから無視してよいなどということもない。「日本人の動物観の特質」などといった、十分に精査されていないものを前提にするべきではない。</li> <li>・「日本人の動物観」とはそもそもなにか全く不明。P5 L16にご指摘の通り「個人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり」、またP7 L1やP10 L7等にご指摘の通り「国民の動物に対する考え方は多様」である。</li> <li>・ステレオタイプ「日本人の動物観」は、特定の思想傾向のある人々に好まれるテーマであるが、実際には日本人の動物観は千差万別であり、現実を反映していない場合もある。世論調査などの裏付けもない、「識者」の個人的な印象が幅を利かせている現状がある。</li> <li>・アニマルウェルフェアを科学的に実現するためには、個々の文化における動物観を改める必要がある場合もある。例えば、仏教においては、悪い行いをした者は畜生道に墮ちるといったことが説かれたが、これは裏を返せば、動物は悪人の生まれ変わりであり、苦しむのは当然だと日本人が考えていることの裏付けになっている可能性がある。しかし、このような科学的ではない動物観を前提に政策を考えることがよいことなのだろうか。</li> <li>・多様な動物の見方を踏まえることには無理があり、また多様性や変化を認めるとする一方で「日本人の動物観」を定義しようとするには矛盾が生まれており、ここで「日本人の動物観」を踏まえることに強い違和感がある。日本と海外について検討するのであれば、必要なのは国際状況との比較であり、そのような文言に修正するべきである。</li> <li>・改善へ向けた議論に時間が割かれるべきであり、現状の関係の分析にばかり時間をかけるべきではないため、「関係はどうかあるべきか」という、方向性を持った表現にすることを要する。</li> <li>・国際状況に関しては、SARS、MARS、新型コロナウイルスなど、人々の健康・安全を脅かし、社会を恐怖におとし入れる感染症が人間の動物利用に起因していることを踏まえる必要がある。また工場畜産による、環境汚染や、気候変動リスクの上昇、薬剤耐性菌問題等が引き起こされており、動物の取扱いは、地球環境や社会の持続可能性を奪いかねない問題にも直結している。</li> <li>・「人と動物の共生する社会」を目指すのであれば、動物観といったあやふやで無意味なものではなく、人の健康や社会の持続可能性に影響をもたらす課題を理解した上で、合意形成を行わなくては誤った合意に達しかねない。</li> </ul>	<p>このパートは、御指摘のように、国内外の動物の取扱いに関する基本理念や状況等について情報収集し比較・整理した上で、人獣共通感染症やワンヘルズも含め、人と動物の関係を考える新たな視点にも留意し、社会的・文化的背景を尊重しつつ、科学的・客観的知見や多角的視点に基づいた丁寧な議論の積み重ねが重要という基本的な考え方を示すものです。御指摘の趣旨については、当該指針の中に盛り込まれていると考えており、原案のとおりとします。</p> <p>なお、日本における動物愛護管理政策の推進に当たって、日本人の動物観の特質を考慮することは重要であると考えます。</p>	417
59	<p><u>日本人の動物観の特質や海外との違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論の積み重ねが重要である。</u></p> <p>→海外の情報や状況も考慮に入れて</p>	<p>日本人の動物観の特質とは、具体的にどのようなことを想定しているのか不明。動物との関係に日本の独自性を持たせる必要が感じられない。日本であっても海外であっても同等に扱うべき</p>		1
60	<p>万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、普遍性及び客観性の高いものではない。また、取り上げるにしてもミスリードをする取り上げ方をすべきではない。</p> <p>→現状と一致していない。この文章をおくのであれば、実現するための対応が必要。</p>	<p>環境省の動物愛護の審議会には、愛護の立場から主張する人はいいても、人権保護やベットの被害を受けている人の立場から積極的に意見を言う人がいない。動物取扱業の規制は強化され、虐待についての規定や罰則は強化されるのに、飼主不明動物の引き取りは拒否可能になるなど、一方の意見ばかりが通っている。世論調査の項目も恣意的で結論を誘導しており、愛護ではない人々の意見を拾えないようになっている。改善してほしい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	1
61	<p>ペットの殺処分に対する意識を聞いた令和元年度の世論調査では、けがや病気で回復の見込みない場合に～</p> <p>→当該世論調査の手法が不適切であるので取り上げるべきではない。また、取り上げるにしてもミスリードをする取り上げ方をすべきではない。</p>	<p>当該世論調査では、生物多様性などの設問の後に殺処分の設問をおいているため、回答が誘導され不適切。また、従来の世論調査でもっと単純に殺処分の是非を聞いていたのに、今回の設問では、様々な前提条件付きの殺処分ばかり選択肢に並べ、かつ、その選択肢の幅が現実から離れている。すなわち、野良猫による被害を防止するために収容され「需要供給」であるために収容能力を超えるから殺処分する、という現実をちゃんと理解すべきなのにそれを除外して、誤解を招く。動物実験が必要であるように、生活環境を守るため、また公費で負担できる限界による殺処分もあるのだから、それを除外するのはおかしい。</p>	<p>内閣府によって、全国18歳以上の日本国籍を有する者(標本数3,000人)を対象に、令和元年8月22日～9月1日の期間中、調査員による個別面接聴取法により、規定に則り適正に実施されたものと承知しています。</p>	1
62	<p><u>我が国の風土や社会の実情、日本人の動物観の特質や海外との違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論の積み重ねが重要である。</u></p> <p>→下線部分を削除</p>	<p>今後、国際的に人や工業製品だけでなく、畜産物や研究資材・業績の交流が増加することを考慮すると、動物の扱いに関して日本の風土、動物観などを重視することが得策とは考えにくいです。国際的に適切と広く受け入れられている事項は、我が国でも積極的に導入すべきです。</p>	<p>「人と動物の共生する社会」の将来ビジョンの形成に向けては、御指摘のように、国際的に適切と広く受け入れられている事項も含めて、国内外の動物の取扱いに関する基本理念や状況等について情報収集し比較・整理した上で、後述の基本的な視点にあるように、科学的・客観的知見や多角的視点に基づく丁寧な議論の積み重ねが重要と考えられます。御指摘の趣旨について盛り込まれた中で基本的な考え方を示すものであり、明記する必要があります。</p>	1
63	<p>動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させ、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンの形成を目指していくためには、我が国の風土や社会の実情、日本人の動物観の特質や海外との違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論の積み重ねが重要である。</p> <p>→下線部分を削除し、以下のように修正</p> <p>動物愛護の精神を広く普及し、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンの形成を目指していくためには、我が国の風土や社会の実情を照らし、人と動物の関係についての丁寧な議論の積み重ねが重要である。</p>	<p>我々の身についた習いとは個人差があり、何を定着させるか意味不明。日本人の動物観の特質も個人差があり一定したものではないし、ことさら海外との違いを強調する必要性が全くないから</p>	<p>「人と動物の共生する社会」の将来ビジョンの形成に向けては、国内外の動物の取扱いに関する基本理念や状況等について情報収集し比較・整理した上で、後述の「基本的な視点」にあるように、科学的・客観的知見や多角的視点に基づく丁寧な議論の積み重ねが重要とする基本的な考え方を示すものであり、明記する必要があります。</p>	1
64	<p>「日本人の動物観の特質」を削除</p>	<p>・西欧諸国よりも動物愛護、動物福祉の概念が遅れている日本人の「動物観の特質」をここに記す必要はない。しかも、動物観とは何なのか？不明。アニマルウェルフェアについて、遥かに進んでいる西欧諸国の概念を見習って頂きたい。</p> <p>・「日本人の動物観の特質」が具体的にどのようなものであるのか、また、海外のどの国の動物観と具体的にどのような違いがあるのかあいまいである。現行規定にあえて付記する必要性に乏しい。</p>		2

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的な視点

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進

65	P9 第2.2 令和12年度 ・意見内容 令和6年度とすべき。	元は平成35年度目標であり、問題課題を先送りすべきでないと考えられる。	当該指針の計画期間は10年間であり、策定後概ね5年目を目途として見直しを行うこととされています。	1
66	人と動物の共生する社会の実現を図るためには、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく施策を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進するとともに、国民の動物に対する考え方は多様であることを前提にしつつ、目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について、中長期的に検討していく必要がある。 一人と動物の共生する社会の実現を図るためには、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく施策を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進する必要がある。その際、 <u>国際的なアニマルウェルフェアの基本原則である五つの自由(飢え・渇きからの自由、不快からの自由、痛み、負傷、病気からの自由、本来の行動がとれる自由、恐怖・抑圧からの自由)について十分に配慮しなければならない。</u> また、国民の動物に対する考え方は多様であることを前提にしつつ、目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について、中長期的に検討していく必要がある。	・衆議院環境委員会の決議及び参議院環境委員会の附帯決議には「十三 国際的なアニマルウェルフェアの基本原則である五つの自由について十分に配慮して、動物愛護管理に係る諸施策を執り行うよう、飼養保管基準の遵守義務をはじめとした法制度の理解の浸透・周知徹底を図ること。」と明記されており、立法者の主旨を反映させるべきである。 ・五つの自由の考え方は世界基準となっているだけでなく、国民にもわかりやすく、明記することで動物の適正な飼養の最低ラインを明確にすることができる。 ・動物愛護部会で委員からも意見があったように、五つの自由の表記については、日本語として国民にわかりやすい表現にすることを検討していただくと良いかと思う。	当該箇所は、国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進を図るために基本的な視点を示すものであるため、原案のとおりとします。なお、アニマルウェルフェアの基本原則である五つの自由に基づき動物の適切な扱いを求める御指摘の趣旨については、基本的な考え方を示すものとして、法第2条の基本原則に基づき、第1.(動物の愛護)のパートで「動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うこと」と分かり易い表現で記載しており、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	417
67	“国民の動物に対する考え方は多様”の部分は削除して頂きたい。	国民の動物に対する考え方は“多様であってはならない”。多様であるというのは、虐待行為も容認してしまいかねない表現であるから。	基本的な考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	1
68	動物福祉を推進する明確な基準や指針がありません。屠殺される動物も生きている生き物です。最後まで、動物らしく快適に過ごせるように動物福祉を改善することを明確に明文化して下さい。	世界的に見たら、大変遅れている動物福祉を目に見える形で改善することを明文化して下さい。例えば、全国の屠殺場には、屠殺される動物が普段自由に飲める水飲み場とその設置基準がありません。収容動物が水を飲みたくても自由に飲めないのです。これほど生き物にとって可哀そうなことはありません。また、短いひもで係留されているケースもあり、収容動物が地面に伏せて寝ることもできない劣悪な状況で過ごすことを余儀なくされています。	動物の適正な取扱いを求める御指摘の趣旨については、基本的な考え方を示すものとして、動物愛護管理法第2条の基本原則に基づき、第1.(動物の愛護)のパートで「動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うこと」と記載しており、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
69	中長期的に検討、ではなく、早急に飼養管理動物の苦痛を取り除く検討を開始して頂きたい。	こうしている今も、人間のエゴにより命を落としたり苦痛を強いられている動物たちがたくさん居るため。	当該指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を10年間という一定期間の中で総合的に推進するための基本的な指針を定めるものです。	1

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

70	また、動物の愛護及び管理の分野においても、科学的・客観的な知見等の収集と政策の目的や効果の明確化を行い、適切な情報共有を通じて証拠に基づく政策立案(EBPM; Evidence Based Policy Making)を推進していくことが求められている。各種施策を着実に進めていくためには、長期的に、かつ科学、法律、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して総合的かつ体系的に取組を進めていく必要がある。 一また、動物の愛護及び管理の分野においても、科学的・客観的な知見等の収集と政策の目的や効果の明確化を行い、適切な情報共有を通じて証拠に基づく政策立案(EBPM; Evidence Based Policy Making)を推進していくことが求められている。各種施策を着実に進めていくためには、長期的に、かつ科学、法律、倫理・動物観、多様性、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して総合的かつ体系的に取組を進めていく必要がある。	・「合意形成」の箇所でも述べたように、日本人の動物観は多種多様であり、世論調査などの裏付けもない。ここに「動物観」を入れることは、EBPMの推進と相反するため、削除するべきである。 ・動物の取扱いに関して個々が持つ「動物観」つまり動物の見方という曖昧模範なものを考慮することは偏向した結果を招きかねない。 ・倫理は社会的に認められた言葉であるのに対し、動物観は言葉自体の認知もなく、これら2つを並列することはおかし。 ・P5 L16にご指摘の通り「個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、またP7 L1やP10 L7等にご指摘の通り「国民の動物」に対する考え方は多様」であるため、「動物観」ではなく、「多様性」とすべきである。	第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方(合意形成)のパートで、「個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう」とした上で、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンの形成を目指していくためには、我が国の風土や社会実情、日本人の動物観の特質や海外との違いを踏まえ、人と動物の関係について丁寧な議論の積み重ねが重要である。」と記載しています。ここでは、「日本人の動物観」も含め、多角的な視点から検討を行うことの重要性を基本的な考え方として示しており、原案のとおり明記する必要があると考えています。	409
71	各種施策を着実に進めていくためには、長期的に、かつ科学、法律、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して総合的かつ体系的に取組を進めていく必要がある。 一下線を削除	・日本独自の動物観についての検討は重要ではないと考えます。科学、法律、倫理などと並立する事項でもないと思います。 ・“動物観”の意味が不明な点と、先程の、日本人の動物観—西欧諸国より遅れている日本人の動物愛護や動物福祉の概念と間違われてしまうことを懸念しているため。		2
72	各種施策を着実に進めていくためには、長期的に、かつ科学、法律、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して総合的かつ体系的に取組を進めていく必要がある。 一動物福祉観とする	動物福祉では意味が曖昧すぎることで、我が国ですでに動物福祉が広く知られ定着し、さらに国民の多くが知っている。		1
73	各種施策を着実に進めていくためには、長期的に、かつ科学、法律、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して総合的かつ体系的に取組を進めていく必要がある。 一「経済」を削除	動物福祉は「経済」を考慮した場合に損なわれることが多いため	多角的な視点から動物の取扱いを検討する上で必要な観点であるため、原案のとおり明記する必要があると考えています。	1
74	できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して総合的かつ体系的に取組を進めていく必要がある。 一「できる限り」を削除し、「災害時にも飼養動物の命を守る」を定量的かつ客観的な目的及びその達成手段を設定し、行政が把握できるように報告する事。そのうえで総合的かつ体系的に取組を進めていく必要がある。」とすべき。	災害時に多くの飼養動物が逃げることもできず、亡くなっているという問題が目立ちます。災害時等の飼養動物問題を減らすには「できる限り」などの曖昧な文を使うのではなく、明確な表記をすべきだと考えます。また、その為には国での動物飼養者、動物飼養数とその飼育環境の把握が必要だと考えます。	当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものあり、具体的な施策については、各都道府県が、当該指針に即して、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1

75	動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物(特定動物)等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。 一その中に狩猟に使役される狩猟犬を明示して含める必要がある。	それぞれの狩猟者が行っている狩猟を適切な行為として正当化するうえで、狩猟犬の愛護・管理は必須である。	動物愛護管理法の規定を踏まえて記載しているため、原案のとおりとします。なお、狩猟犬も動物愛護管理法の施策の対象となる動物に含まれています。	1
76	動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して総合かつ体系的に取組を進めていく必要がある。 一定量の前に「定量的」を追加	定量的な数値だけでなく、環境等の定性的な状況が必要であるから	「できる限り定量的かつ客観的な～」の表現に御指摘の趣旨は既に含まれているものと考えています。	1
77	前回の法改正後の課題として、週齢と問題行動の関係について大規模な研究が行われた。今回の法改正に盛り込まれた8週齢規制に対し、この研究成果がその審議ならびに成立する過程において、どのように理解・尊重されたか不明である。今回の素案では「動物愛護及び管理の分野においても、科学的・客観的な知見等の収集と政策の目的や効果の明確化を行い、適切な情報共有を通じ証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence Based Policy Making)を推進していくことが求められている。」とある[第2(1)2]。今後は、一部の感情的な意見に引きずられることなく、政策が社会に与える影響や効果について事前に十分に検証いただくようお願いしたい。		いただいたご意見につきましては、今後の施策や業務の参考とさせていただきます。	1

**(3)関係者間の協働関係の構築**

78	その際、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点が必要である。 一その際、相互理解を目指す。多様な関係者の主体的な参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点が必要である。	様々な立場の人たちの協働であることから、相互理解ができていないことが前提であるのはおかしいため。	前段で、関係者間の協働関係の構築において、相互理解を醸成していくことに資する仕組みや取組の必要性について述べており、原案のとおり表現とします。	408
79	関係者間の協働関係について民間ボランティアなどの役割分担はどのように調整するのか？ 民間団体の選定はどのように行うのか？民間のリソースには地域差があることが懸念される。また団体の管理が杜撰な場合のチェック改善が進まず、動物愛護の目指す姿が実現されない状況が懸念される。		ご意見について今後の参考とさせていただきます。	1

**(4) 施策の実行を支える基盤の整備**

80	『このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、関係団体や動物愛護推進員の～』 一ここでいう「関係団体」というのは何を示しているかわからないため、該当するものいくつかだけでも具体的に書くことはできないか。	これまでの指針にある「動物愛護団体、業界団体等」をそのまま指しているのか、または、別の「関係団体」を指しているのか不明のため。	動物愛護の地域ボランティア・民間団体を含め、地域の実情に応じて、多様な関係主体が想定されるため、原案のとおり表現とします。	1
81	このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、関係団体や動物愛護推進員の育成、動物保護団体、個人ボランティア、動物愛護センター登録者など関係団体と変更。	関係団体という表現では曖昧。個人活動ボランティア等が含まれないと解釈できてしまう。		1

**2 施策別の取組**

**(1)普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成**

82	タイトルの(1)普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成一 下線部分を削除	多様な主体とは具体的に何を意味するのか不明であり、相互理解の醸成と普及啓発と一緒にする必要が無い。	このパートは、第2 今後の施策展開の方向として、1 基本的視点を踏まえ、2 施策別の取組について示すものです。多様な主体は、本文中に示されている各主体を指すものであり、原案のとおりとします。	1
83	ア 特に、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養及び繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。 一この後に、さらには、各自治体の福祉部局等と連携し、多頭飼育対策等について社会的な啓発に努める。を追加する。	多頭飼育崩壊は、飼い主の貧困や社会的孤立が引き起こす社会的課題である。動物愛護・福祉だけの視点からでは抜本的な解決は図れない。行政の福祉関係部局と横断的なネットワークを築き、多頭飼育崩壊を未然に防ぐシステムづくりが求められる。今現在、多頭飼育崩壊で助けられた犬や猫の世話および譲渡活動のほとんどは、ボランティアにゆだねられている。これがボランティアにとって大きな負担となっていることにも留意しなくてはならない。	御意見の趣旨について、第2.2(3)②ウについて、既に当該指針の中に盛り込まれています。	1
84	また、国民の動物に対する考え方は多様であることを前提とし、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と意識醸成に向けた取組の必要性が指摘されている。 一意味が理解できる文章への修正を求める。 例文:また、国民の動物に対する考え方は多様であることを前提とし、動物の取扱いについて、法令によってどこまで制限するか、罰を与えるかといった社会規範に関する考え方や、どこまでマナーや自主的改善の取り組みにゆだねてよいかといった行為規範に関する考え方について、動物の愛護及びアニマルウェルフェアの側面と動物の管理の側面との両面に即した整理と意識醸成に向けた取組が必要である。	・素案の文章の意味が理解できないため。 ・「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について(論点整理)」98～100 ページの内容に対応する部分であることだが、内容が同じであるように感じられない。 ・素案文章から、このようなことが言いたいのだろうか？と感じられる内容を例示したが、読解の誤りであれば、環境省自ら直していただきたい。 ・「その整理と意識醸成に向けた取組の必要性」をいったい誰が指摘しているのかも読み取れない。「指摘もある」とするのであればその根拠を示すべき。	平成30年12月に作成された「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について(論点整理)」99～100 ページの【対応の方向性】を踏まえ記述しています。社会規範としての動物の愛護と管理や動物の取扱いに関する行為規範はどうあるべきかについてその考え方を整理するとともに、動物に対する国民一人ひとりの考え方に相違があることや多様性があることを踏まえて、広く普及啓発し丁寧な議論を積み重ねる取組が必要な状況にあることを、端的に示したものです。なお、アニマルウェルフェアの考え方等については、第2.2(10)調査研究の推進②イに記載しているのとおり、今後整理することとしています。以上のことから、原案のとおりとします。	408
85	また、国民の動物に対する考え方は多様であることを前提とし、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と意識醸成に向けた取組の必要性が指摘されている。 一また国民の動物に対する考え方は多様であることを前提とするが、社会規範としての動物の愛護、権利向上、管理といった動物への考え方に対し、命を犠牲に扱う、命を軽視する、みだりに利用することは断じて許されることではないという行為規範の考え方、法による規制および罰則ならびに自主的改善の取組に対する支援補助等といった動物愛護、権利向上、アニマルウェルフェアを基本とする整理と意識醸成に向けた取組が必要である。	考え方が多様であることは当たり前だが、だからといって残虐に扱ってよい命などはない。動物というだけで残虐に扱う事例が多く、意識向上の必要性が常にあることを明記すべき。相互理解の熟成の第一は、命への軽視は許されることとすべきであり、世界的なアニマルウェルフェアを早急に国内に周知意識向上することが併せて優先事項となる。根拠明示が無い「指摘されている」ことは削除すべき。		1
86	「～前提とし、法令による規制を設け、罰則の対象にする」といった社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方、給餌・運動・居住環境の整備などの動物の取扱いに関する行為規範について、・・・。」 *下線部分を追加する。	素案の文章が漠然としていて、何について書かれているのかわからないため。		1

87	社会規範としての動物の愛護及び管理 →動物の愛護及び福祉にのっとった管理	結局のところ、愛護では動物を守れずむしろ愛護になってしまった反省から、動物福祉の普及に努めるべき	動物愛護管理法の規定を踏まえて記載しているため、原案のとおりとします。	1
88	①現状と課題 動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが～ この法律が、より身近になることを目的として、「広く国民が、」の後ろに「動物の健康・安全に目を向け、」などの文言を入れていただきたい。		御指摘の趣旨について、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
89	『国及び地方公共団体、動物愛護推進員、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等～』 ↓ 8ページ(以下)の表記と比べて「企業」「地域ボランティア」の記載がないが、違いはあるか。言葉が混在すると混乱するので、揃えるではダメか。		御指摘については、「～調査研究機関等を始めとした関係者」に含まれるものと考えています。	1
90	また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。 一また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが動物に対してやさしさを身につけることや習性等についての正しい知識、適切な接し方を学ぶ経験が重要であることが指摘されており、アニマルウェルフェアや人獣共通感染症に配慮した適正な方法による機会の確保が求められている。	・普及啓発には、生きた動物を直接接触させる「触れ合い」やペット飼育が必ずしも必要ではない。子どものための出張授業で動物同伴をやめた自治体もあり、動物のストレス等を考慮し、動物を利用しない方法での普及啓発、教育の機会を優先すべきである。 ・「指摘されているのであれば、だれがどのような場で指摘しているのか、その根拠を示すべき。」 ・動物との触れ合いがない子どもが心豊かに育たないとも受け取れ、心豊かに育つことと動物の触れ合いを関連付ける記述を削除すべき。 ・子どもを動物と接触させたいあまりに、アニマルウェルフェアが無視されている実態がある。例えば、動物を輸送する(長距離輸送の場合もある)、不適切な動物種を用いる、劣悪飼育を行っている事業者を呼ぶ、時間や人数に配慮がない、監視体制がなく乱暴な扱い等をしていても指導しない、動物にケガや疾病が見られても使う、生態や動物の持ち方などを間違えて教えている、水・エサへのアクセスが断たれている、恐怖やストレスを感じているサインがあるのに無理やり触らせる、寝ているところを起す等、問題は非常に多く、動物の愛護及び管理のための指針であるならば、アニマルウェルフェアについて言及するべき。 ・人獣共通感染症のリスクを併記せずに触れ合いを助長させる記述をするべきではない。子どもの命を奪いかねず、無責任な記述である。家畜化されていない動物はもとより、犬猫のような家畜化されている動物であっても感染症を媒介することは多々ある。 ・アメリカでは、CDC(アメリカ疾病予防管理センター)や全米州公衆衛生獣医師協会(NASPHV)が、5歳未満の子どもの爬虫類(カメ、ヘビ、トカゲなど)、両生類、ヒヨコを含む生きた家禽、フェレット等を触らせてはいけないというガイドラインをつくっている。子牛・ヤギ・ヒツジなど特定の家畜も細心の注意が払われていない限り適していないとされている。	動物との「触れ合い」とは、人と動物の物理的な接触を伴う活動のみを指すものではなく、動物を見せたり直接会ったりして親しむ利用や活動も含まれるものです。適切に実施される動物との触れ合いは、生命尊重、友愛等の情操の涵養の面から重要であることを、「子どもが心豊かに育つ上で」との表現を通じて、端的に分かり易く述べているものです。また、人獣共通感染症のリスクへの対応の観点からは、ご指摘の箇所「適正な方法による機会の確保」と記載するとともに、第2.2(1)②ウにおいて「感染性の疾病の予防等」として示しているところです。なお、アニマルウェルフェアの考え方については、第2.2(10)調査研究の推進②イに記載しているとおり、今後整理することとしています。以上のことから、原案のとおりとします。	413
91	また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。 一また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが動物に対してやさしさを身につけることや習性等についての正しい知識、適切な接し方を学ぶ経験が重要であることが指摘されており、「そのためには、できるだけ動物を利用せず、生命尊重、友愛等の情操の涵養の育みができる方法を取る必要がある。」	「指摘」という文章だけで、移動時にも触れ合い時にもストレスをかける動物との触れ合いを推す事はおかしいと思えます。また、「生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、」という文の表記は、適正飼育のできない安易な動物飼育を促す危険性もあると考えます。	上記に同じ。また、適正飼育のできない安易な動物飼育を促す危険性もあるとの御指摘については、「適正な方法による機会の確保が求められている」との記載があることをふまえて、原案のとおりとさせていただきます。	1
92	10P下から10行目「…育つ上で、動物との触れ合いや、動物を管理することの責任と給餌・糞尿の始末、逃走防止や繁殖の管理などの適正な飼養の経験が…」のように具体的な記述へ変更。	個人的にも、「触れ合うだけで情操教育になり心豊かに子供が育つ」と誤解している人達に未だ数多く出会うことがある。指針で伝えようとしている事は、意見内容の意味だと理解しているが、より具体的に記述した方が誤解を招きにくい。	基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1
93	特に、所有者の責務のうち、逃走の防止 →迷子札など所有者の明示、逃走の防止	殺処分には迷子が多く、そういった飼い主はマイクロチップの後付けなどする期待を持っていないから、本当に殺処分を減らしたいなら、迷子札が一番有効手段である事は明白である。	マイクロチップを始めとする迷子札等も含めた所有明示の必要性に関する普及啓発については、第2.2(4)②イにおいて、記載しております。	1
94	イ 社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していくこと。 一意味が理解できる文章への修正を求めらる。 例文：イ 動物の愛護やアニマルウェルフェアのあり方、もしくは動物の管理のあり方に関しては、法令によってどこまで規制するか、罰を与えるかといった社会規範に関する考え方、どこまでマナーや自主的改善の取り組みにゆだねてよいかといった行為規範に関する考え方について、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していくこと。	・素案の文章の意味が理解できないため。 ・「動物愛護管理をめぐるとの対応について(論点整理)」98～100ページの内容に対応する部分であるとのことだが、内容が同じであるように感じられない。国がどういう取組をするつもりなのかははっきりしないと、政府や業界にとって都合のよい取組がなされるのではないかと、国民は不安を感じる。 ・このようなことが言いたいのだろうか？と感じられる内容を例示したが、読解の誤りであれば、環境省自ら直していただきたい。具体的に、何を検討するのかが明確にしてほしい。	平成30年12月に作成された「動物愛護管理をめぐるとの対応について(論点整理)」99～100ページの【対応の方向性】を踏まえた記載であり、前段の①現状と課題を踏まえて、イにおいて講ずべき施策を端的に示したものです。論点整理と同様に、社会規範は、広義のあるべき考え方を、行為規範は、法律等により行為に制約を課すことを意図しており、原案のとおりとします。	407
95	ウ 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用については、多種多様な利用形態ごとに意義と課題を整理するとともに、情操の涵養などその効用を効果的にもたらすこと及び感染性の疾病の予防、動物の健康及び安全を確保することの双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討すること。また、学校飼育動物の取扱いに関しても同様に基本的な考え方を整理・検討すること。 一ウ 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用については、多種多様な利用形態ごとに目的や課題を整理するとともに、情操の涵養などその効用を効果的にもたらすこと及び感染性の疾病の予防、動物の健康及び安全を確保しアニマルウェルフェアに配慮すること等の双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討すること。また、学校飼育動物の取扱いに関しても、原則、飼養を行うべきではないこと、同様に適正な飼養管理を行うこと、廃止に向けて基本的な考え方を整理・検討すること。	・動物の展示や触れ合いに意義があるとは考えられないため、言い換えをするべき。実施者が美辞麗句を掲げつつ、実態としてはオモチャをあてがうような感覚で行っている触れ合いや、単なる娯楽行為としてのショー・餌やり・見世物行為等を排除するため、目的と実態の精査は必要であり、「意義」を「目的」に変更することを要する。 ・「動物の健康及び安全の確保」は、それ自身が最重要課題であり、「感染性の疾病の予防等」に付随するものではない。素案の文章では、「感染性の疾病の予防等」と「動物の健康及び安全の確保」が同列の言い換えであるかのように感じられ、日本語の表現としてもおかしく、修正を求める。 ・休日に給餌給水を行わない、風雨や暑さ・寒さの防げない環境下に置く、病気や怪我をしても治療を受けさせないなど、学校や幼稚園等で飼養されている動物が劣悪な状態に置かれているという問題は各地で起こっている。 ・どんな生き物を飼養するにも、費用や手間が必要であるにもかかわらず、十分な予算を確保していない学校が多いうえに、そもそも児童・生徒の指導で手一杯の教師に動物の世話までさせることは不可能である。仮に獣医師や専門飼養者がいたとしても、子どもたちに頻りに触られる学校や幼稚園といった教育の場で動物を適切に飼養することは無理があり、原則、禁止にすべきである。即時、禁止は困難な現状を考慮し、禁止を覗んで、飼養できない方向に移行すべきである。	適切に実施される動物の展示利用については、生命尊重、友愛等の情操の涵養の面から一定の意義があると考えられる一方、御指摘にあるような課題も指摘されていることから、多種多様な利用形態ごとに意義と課題を整理する必要があると考えています。また、学校飼育動物についても、適切に行われれば情操の涵養等の効果が期待されるとともに、当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える廃止や義務づけ等の内容を盛り込むことはできません。また、アニマルウェルフェアの考え方については、第2.2(10)調査研究の推進②イに記載していることと、今後整理することとしています。以上のことから、原案のとおりとします。	416

96	ウ 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用については、多種多様な利用形態ごとに意義と課題を整理するとともに、情操の涵養などその効用を効果的にもたらすこと及び感染性の疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保することの双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討すること。 一講すべき施策の1つとして、展示に用いられている野生動物が適正に輸入されたものであることの証拠資料の表示を義務付ける等、人畜共通感染症のリスクを回避し、密輸を防ぐ対策も検討課題に入れるべきである。	例えば、昨年、コツメカワウソとビロードカワウソがワシントン条約において附属書IIから附属書Iに登録が変更になった。これに伴い、この2種は種の保存法において国際希少野生動物種と指定され、販売する場合は密輸個体ではないことを示して登録を行うこととなった。この変更の背景には、近年コツメカワウソのブームにより日本に密輸されていることが顕在化したことが大きい。しかし、販売は登録制度による規制を受けるが、動物カフェ等の展示では登録する必要はない。論点整理にも指摘されている人畜共通感染症の問題は、検査を受けることなく持ち込まれる密輸の場合は大きなリスクとなりうる。このようなリスクを回避し、密輸を防ぐためにも、動物愛護管理法においても対応する必要があると考える。	野生動物の輸入・流通販売の取扱い規制については、動物愛護管理法の所掌となっておりません。当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える個別の規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。	3
97	ウ 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用については、多種多様な利用形態ごとに意義と課題を整理するとともに、情操の涵養などその効用を効果的にもたらすこと及び感染性の疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保することの双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討すること。 一動物の展示利用自体が動物の福祉に反する行為であるとする国内外からの声の高まりを認識し、現状の施設においては感染症、疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保するとともに、今後展示施設の新たな建設は認めない方向を検討すること。	動物園、水族館事態が動物虐待になるという考え方が広がりを見せている。人間の娯楽は囚われの動物の犠牲の上に成り立っていることに気がつく必要がある。	当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える個別の規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。	1
98	・動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討すること。 一「動物の取扱い」を削除して「アニマルウェルフェア」に変更する。 ・また、学校飼育動物の取扱いに関しても同様に基本的な考え方を整理・検討すること。 一「また、学校飼育動物の取扱いについてもアニマルウェルフェアに配慮し、その動物種に適した温度管理・運動スペースの設備、365日の世話のスケジュール表作成、災害時の動物の安全対策マニュアル作成、避妊去勢手術の徹底、これを行うこととし、不可能な小学校においては飼育を廃止することとする。」に変更する。	・アニマルウェルフェアが行き届いた飼育環境・接し方をする方が、動物の健康も守られやすい。接触する人間への感染を防ぐためにも、動物の健康が守られる必要がある。 ・学校飼育動物については、教職員・保護者・地域支援者の精神的・経済的負担があまりにも大きいため廃止すべき。休校日に世話をしていない学校が過半数であることや、普段から世話を子どもに任せきりの現状である。全国的に長期休み時の給餌給水を怠る、炎天下や吹雪の中に放置したままにして死なせるなど、多くの小学校でネグレクトが平然と行われている。これではむしろ子どもに間違った飼育方法と命への向き合い方を見せることになり教育上デメリットの方が多いため廃止すべき。災害時もそうだが、鳥獣由来の感染症流行時でさえ、小学校が休校となる昨今では学校での動物飼育は無理と考える。コロナ対策として以下のような事態が起こっているが、今回も教育委員会と学校は飼育動物どころではないと思われる。 『北海道、全小中学校の休校要請へ 新型コロナウイルス感染拡大で教育委員会』 2020/02/26 共同通信社より	アニマルウェルフェアの考え方等については、第2.2(10)調査研究の推進②イに記載しているとおり、今後整理することとしています。また、学校飼育動物を廃止すべきとの御意見につきましては、法の規定を超えるものであると考えられます。以上のことから、原案のとおりとします。	1
99	また、学校飼育動物の…検討すること。 一しかし、学校飼育動物については動物の置かれた環境の整備、長期休暇中の餌やり、健康状態の把握が困難なため、廃止に向けて検討すること。に変更する。	特に屋外の施設では、夏の高温や冬の低温にさらされ、動物にとっては過酷な環境であり、動物病院での受診も難しい。また、長期休暇中の餌やりなども困難となるため。	学校飼育動物については、適正な飼養等を図ることにより、情操の涵養等の効果を発揮することが重要であることから、原案のとおりとします。	1
100	下記のように変更を求めます。 一ウ 動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成など、そのあり方について検討すること。学校での動物飼育は、動物の愛護及び管理に関する教育活動の一環として位置づけ、学校飼育動物の管理責任者は、この法律の定める所有者の責務を負うものとする。	学校飼育動物は、将来を担う子ども達が直接関わるものであり、将来の動物愛護の精神の育成に大きな影響を及ぼします。にもかかわらず、多頭飼育崩壊や、休暇時の放置、予算不足、管理責任者の不在等により、子ども達に触れあうに過った認識を与えかねない状況が報告されています。	動物愛護管理法第7条に基づき定められている「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、学校、福祉施設等における管理者が努めるべき動物の飼養及び保管に関する責務が規定され、普及啓発・周知等の対応を図っているところであり、御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
101	動物との触れ合いが子どもの健全な育成に効果がある一動物をオリに閉じ込めて見世物にして、そこから出して触れさせること自体が間違っています。	人間がオリに入れられ、見世物にされ、触れ合いの場にいれば、たちまち大問題になるところを動物ならいいの？同じ生き物なの？と疑問です。うちの子どもにも、あんなことではならぬと教えております。「人間も生き物だからいいじゃん！やろうよ」となり兼ねないから	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	1
102	動物の展示利用(11ページ)について、動物の健康・安全確保及び感染症の予防が前提ないし優位であることを明記する。	動物の健康安全が確保され、感染症予防がされていない限り、動物の展示利用が、人(とりわけ子ども)の情操の涵養に資することはない。人の情操涵養は、動物の展示利用以外によっても十分実施し達成できるものである。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	1
103	P11、「学校飼育動物は繁殖制限により飼育動物を無くすよう取り組みを進めること。」に変更		学校飼育動物については、適正な飼養等を図ることにより、情操の涵養等の効果を発揮することが重要であることから、原案のとおりとします。	1
104	今回の改正を機に学校飼育の廃止か飼育動物に合った適正な飼育環境を整備するよう素案に追加するよう強く希望します。 そのうえで、動物を飼育するのなら適切に行われているかの検査、監査も必要と思われます。	動物愛護法が制定されているが、小学校などの動物飼育についてまったく改善の兆が見えず、飼育動物の生態の熟知や飼育環境の整備がまったくなされていない。しかし、文部科学省はいまだに学校飼育を推奨しているため小学校側もやらざるを得ない状況で、世話自体を保護者に押し付けるか放置するという所もあるくらいです。そんな状況下で、動物を無理やり飼育させるといのはいたずらに動物の命を犠牲にしていると思えません。今も飼育小屋の中で苦しんでいる動物たちのために早期に文部科学省との検討をお願いします。	学校飼育動物については、適正な飼養等を図ることにより、情操の涵養等の効果を発揮することが重要であること、また、学校、地域、家庭等を含め、社会を構成する全ての当事者が、動物の適正飼養の観点から必要な取組を推進する必要があることについて、第2.1基本的な視点(1)において記載していることから、原案のとおりとします。	1
<b>(2)適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進</b>				
105	犬や猫だけでなく、特定動物、野生から捕獲された動物、などについても違法な輸入販売がなされないように、行政が指導や監視をできるような条文にしてください。	未知のウイルスによる人畜共通感染症の発生を防ぐため、また、災害時の逃走やその対策を講ずるためです。同時に、アニマルウェルフェア向上の対象から洩れる動物がないようにしていただきたいと思います。	御指摘の点については、動物愛護管理法第7条に基づき定められている「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(「展示動物の飼養及び保管に関する基準」において、周知を図っています。当該指針においては、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施することとしているほか、特定動物については(3)周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止で記載しています。	1
106	犬と猫に関しての記載はあるが、犬猫以外の動物、特定動物についての記載が無いので、記載を求めます。			1
107	(2)適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進 一下線部を削除し、別項目とする	ここに組み込むことに無理矢理感がある。別項目、新項目とする	適正飼養の推進は、返還・譲渡の促進や殺処分を減らすことにつながるから、原案のとおりとします。	1
108	適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、一飼い主に対する動物福祉も含めた教育	外飼いや車中での熱中死などを教育する事により、命の大事さを具体的に伝え、虐待遺棄を減らす必要があるため。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
109	「駆除目的の引取りは違法性がある為できない」と加える。	改正条文は「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがある場合は引き取らねばならない」という規定。これは窃盗罪・専有物横領といった刑法との整合性がとれず、愛護法の趣旨を無視している。	当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える個別の規制内容や義務づけ等を規定することはできません。	1

110	「殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡によるこう傷事故の発生や、譲渡先の団体における過密飼育等」の削除	特定の自治体では「譲渡判定結果」を理由に多くの動物が殺処分されている。	当該箇所の記載は、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の收容に関する措置について」(平成18年環境省告示第26号)において、「家庭動物又としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること」と規定されていることを踏まえたものであり、明記する必要があると考えています。	12
111	P13「一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、～動物の適正飼養を推進する必要がある。」を削除	「收容動物に対し譲渡適性がなく里親探しせず殺処分と判定」された犬猫が家庭に引き取られて、里親への信頼が形成されペットとして暮らしています。それは多数の報告書と写真からも証明されています。犬猫は、感受性の豊かな動物で、人間同士と同様に、人への信頼と生活への安心感があると、飼主と家族になり暮らしています。人と動物が共生すること、そのよう共生社会を目的とするのが動物愛護管理法の基本原則(2条)です。みだりな殺傷罪が、「2年以下の懲役」から「5年以下の懲役」に2019年6月法改正で重罰化される中で、このような「譲渡適性判断」による行政の犬猫殺処分は許されません。		5
112	「殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡によるこう傷事故の発生や、譲渡先の団体における過密飼育等、動物の健康及び安全の確保の観点からの問題が生じているとの指摘がある。」「殺処分を減らすことを優先した結果」を「動物を譲渡しやすくするための諸施策の不備、例えば医療や訓練の附則やこうした動物のための保護場所不足の結果」とする。	場所や人手不足の理由に「譲渡不適」が利用されている場合が散見される。適正適正がなければ、あるように教育すること、そのための場所や予算を確保することを環境省から自治体へ推奨する必要がある。		1
113	P12「殺処分を減らすことを優先した結果」を削除し「予算や人員の確保が不十分だった結果」とする	殺処分を減らすという国民共通の目標、悲願が間違っていたかのような記載は不適切です。	具体的な施策については、各都道府県が、当該指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。御指摘の趣旨については、今後の業務の参考とさせていただきます。	1
114	『一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡によるこう傷事故の発生や、譲渡先の団体における過密飼育等、動物の健康及び安全の確保の観点からの問題が生じているとの指摘がある。』 ↓ ここでいう「指摘がある」というのは、自治体からの申し出によるものか、また、以下の文言に変更すべきではないか。 『一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体や飼い主への譲渡によるこう傷事故の発生や過密飼育等、動物の健康及び安全の確保の観点からの問題が生じているとの指摘がある。』	・過密飼育が自治体からの譲渡によるものでない場合の方が多いと考えられるため ・「譲渡適性のない個体」にかかわらず、過密飼育も含めて「譲渡にふさわしくない飼い主への譲渡」について、現場の判断を検討する必要性もあることから。 ・「団体」という表記は「団体譲渡」を否定するようにもとられるため。		1
115	依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。 →依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。	多くの自治体や動物愛護団体が、飼育放棄や遺棄、虐待された動物を多数保護し、新しい飼い主を探す取組に大変苦勞している現状から考えても、また、今改正で罰則の大幅な強化がなされたこと背景を考えると、「一部において」というのは事実と反する誤った表現であり、削除するべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	410
116	一部において発生している。 →「多数発生している。」に変更する。	一部というのは事実と反するため。		2
117	・学校飼育の廃止か飼育動物に合った適正な飼育環境を整備するよう提案に追加してほしい。 ・(以下に修正すべき) 学校飼育動物は飼育を全面的に廃止することとする。なお、現在飼育している動物に関しては、速やかに適正飼育してくれる個人、団体へ譲渡する事。	・学校飼育動物の扱いに関しては、教師の仕事量増加に伴い適切な飼育、管理ができなく、飼育予算の確保も難しくなり、各学校において負担と感じているため。 ・学校うさぎと言えど大切な命であるという意識を持つことが、動物愛護の基本であり情操教育に繋がるのだと思います。予算がないからできないというのなら、学校飼育は廃止すべきだと思います。	当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える義務づけ、禁止等を盛り込むことはできません。	2
118	動物の健康について、ストレス疾患・心の病気と呼ばれる精神面での健康についても明示的な記述を盛り込むべきである。	犬、猫、動物園で飼養される動物、産業動物に関して、ストレス疾患、心の病気、ストレスの治療が課題となっている。また、動物園での環境エンリッチメントについては来園者の関心も高い。よって、この問題を明示的に扱うことが必要と考えられる。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
119	【新設】 ①現状と課題に追加 家畜化されていない動物種の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難であるにもかかわらず、規制のない中で飼養が拡大し、不適切な飼養及び遺棄につながっている。 ②講ずべき施策に追加 家畜化されていない動物種の飼養は限定的であるべき旨について、市民及び動物取扱業者に対し、周知徹底を図る。	・(2)適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進というタイトルであるのに、内容が犬と猫のことだけになっている。その他の動物についても言及し、施策として取り組むべきである。 ・委員会決議/附帯決議には「四、家畜化されていない野生由来動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべき旨について周知徹底を図ると明記されおり、立法者の主旨を反映させるべきである。 ・家畜化されていないわゆるエキゾチックペットの流通は多く、密輸や遺棄、違法採取の原因となっていることは明らかである。さらに繁殖個体であっても家畜化された動物とは異なり飼育に向かず、また獣医療も不足している。 ・無制限のエキゾチックペットの繁殖、飼育は将来的には生態系の破壊にも繋がる。 ・無制限のエキゾチックペットの捕獲、輸入、繁殖及び飼育は人獣共通感染症の蔓延に繋がる可能性も高く、さらには鳥インフルエンザ等家畜伝染病の蔓延にも繋がりかねず、他国を見と各州に入る際に獣医師による検査証明書を添付するなど厳しい規制が行われている。	野生動物の飼養が一般的に困難であり、限定的であることなど等について、動物愛護管理法第7条に基づき定められている「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を踏まえ、周知等を図っています。当該指針においては、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施することとしており、犬猫以外の適正飼養の周知等についても、既に盛り込まれているものと考えています。	411
120	【新設】 ①現状と課題に追加 特定動物については、飼養施設の強度を担保し逸走防止策を図ろうとするあまり、施設が狭小であったり、生理生態に即した豊かな環境が与えられていなかったりする現状がある。移動檻での常時飼育など、不適切な状況でも飼養保管許可が出されている。 ②講ずべき施策に追加 特定動物のアニマルウェルフェアについても指針、監視できるように検討し、「特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目」及び「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」の見直しを行う。	・衆議院環境委員会の決議及び参議院環境委員会の附帯決議に「七、特定動物の飼養・保管の許可については、人体への危害の防止、住民不安の解消、災害時の対策等の観点から、娯楽、触れ合い等を目的とした飼養・保管を規制する措置も含めた規制の在り方を検討すること、また、飼養施設の強度を担保し逸走防止策を図るだけではなく、移動檻での常時飼育などの不適切な扱いを防止し、特定動物のアニマルウェルフェアについても指針、監視できるように検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」と入ったことを基本指針に書き加えるべきである。 ・2020年施行に向けた省令等の見直しにおいて、「特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目」及び「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」については全く検討が行われていないため、見直しが必要であることを基本指針に書き込み、対策を行う必要があると考える。 ・第55回動物愛護部会にて、事務局より中長期的に検討していくとの回答があったことを基本指針に反映してほしい。	特定動物の飼養保管基準等については、改正動物愛護管理法に基づき、特定動物の愛玩飼養が禁止されたこと等から、今後個人における飼養数は大幅に減少していくことが見込まれるため、中長期的に必要に応じて検討していく課題だと認識しており、また展示利用の考え方については、2.2(1)の②ウに記載されています。また、アニマルウェルフェアの考え方等については、第2.2(10)の②イに記載しているとおり、今後整理することとしています。	406

121	『今後は、令和元年の法改正により地方公共団体が所有者不明の犬又は猫の引取りを拒否できる場合が規定されたことや、早くから引取り数・殺処分率の削減等を進めてきた地方公共団体や野犬等が多く収容される地方公共団体もあることを踏まえ、殺処分を減らしつつ、動物の適正飼養を推進する必要がある。』 ↓ 以下の文言に変更すべきではないか。 『今後は、令和元年の法改正により地方公共団体が所有者不明の犬又は猫の引取りを拒否できる場合が規定されたことや、早くから引取り数・殺処分率の削減等を進めてきた地方公共団体などもあることを踏まえ、殺処分を減らしつつ、動物の適正飼養を推進する必要がある。』	基本指針の在り方を考えると、西日本など一部の自治体の例を挙げることに違和感があり、「野犬の捕獲」を国が性急に進めようとしている意図も見受けられるため	現状と課題については事実関係に基づき明らかな事項を記載しているところであり、原案のとおりとします。	1
122	野犬等が多く収容される地方公共団体もあることを踏まえ、動物の適正飼養を積極的に推進しつつ、殺処分を減らす努力をする必要がある。 *下線部分を変更する。	素案は順序が反対になっている。適正飼養の推進をしなければ、殺処分は減らせない。	ご意見を踏まえて、「動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分を減らしていく必要がある。」と修正します。	1
123	P13、安易な飼養「の抑制等による終生飼養及び」みだりに繁殖を防止するための不妊去勢措置の徹底、「マイクロチップの装着等による」所有明示措置の推進、遺棄の防止等により「」部分を削除		施策の推進にあたり必要な内容であるため、原案のとおりとします。	1
124	P13 ②ア繁殖制限ばかりではなく、譲渡されたり購入した動物の罹りうる疾病、飼養にかかる最低限の費用等について、保健所からの譲渡時に受けなければならない譲渡前講習同等の説明が動物取り扱い事業者からも行われることを希望する。その文言を付け加えて欲しい。	疾病の治療や飼養にかかる費用を理由に飼養動物を飼育放棄する人間があり、動物たちが不幸になるため。性善説は適用しないため。	当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものあり、具体的な施策については、各都道府県が、当該指針に即して、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
125	②アマイクロチップの装着等 →マイクロチップの装着や登録義務等	登録しなかったら意味がない。悪辣プリーダー抑制のため。	第2.2(4)所有明示(個体識別)措置の推進において、効果的な制度運用に向け、必要な検討を行うこととしています。	1
126	p13イ、犬及び猫の殺処分を透明性を持って戦略的に「無くして」いくことが必要でありに変更		施策の推進にあたり、基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1
127	イ[最後に] ③については、診療設備の充実を図ることにより削減を目指す。を追加する。	助けることができる命を増やすため。	具体的な施策については、各都道府県が、当該指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされており、御指摘の点についても各自治体の判断によるものであると考えています。	1
128	また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やり防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。 →また①、③については飼い主責任の徹底や地域猫活動の促進・普及により引取り数を減少させる。③については収容施設の飼養管理の基準をつくることで改善を図り死亡数を抑制するなど、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。	・餌やりだけをやめさせても、不妊去勢手術を行わなければ、引取り数の減少にはつながらない。もし、「餌をなして餓死すれば引取り数が減る」という意図ならば、国として不適切な考えである。 ・引取り後の死亡には、センター・保健所等の獣医療環境の不備や、暖房がないことなど飼養管理の問題で死亡しているケースも含まれるはずである。かねてより懸念の、自治体収容施設の基準について取り組むことを明記するべきである。 ・現在、猫が適正な数で保たれているのは餌を与えている人が不妊去勢手術をしている結果だと正確に認識できていない人たちが再びトラブルが増えるような状態を自ら招きかねない。 ・衆議院環境委員会の決議及び参議院環境委員会の附帯決議において「 <u>地方自治体における動物収容施設については、収容動物に対する適切な飼養管理を図る観点から、その実態把握を踏まえ、適正な施設や管理の水準に係る指針の策定を、第一種動物取扱業の基準に準じる形で検討すること。</u> 」と書かれていることを基本指針にも反映させ、実行に移すべきである。 ・無責任な餌やりは確かに防止すべきかもしれませんが、それだけでは根本的な解決にはならないのではないだろうか。引き取り数は一見減ったように見えて、逆に多頭飼いや過度な保護が増え、崩壊したときの問題は大きいと思います。地域猫の活性化により、行政からも見守りができる保護が望ましいと思います。 ・指針にもあるように、ボランティア団体などの協力は不可欠であるが、中には引き出す予定で話を通していた妊娠した犬が勝手に殺処分されたような話がある。連携するのはもちろんのことだが、ボランティア団体の苦勞が軽減されるような公共団体の在り方を示して欲しい。	御指摘の趣旨の一部について、第2.2(3)周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止 ②イの修正により、無責任な餌やり行為と地域猫活動の違いを明確化することで反映しました。また、令和元年6月に改正された動物愛護管理法の附帯決議十を踏まえ、第2.2(10)調査研究の推進②オにおいて、「国内における動物の飼養管理の実態等に係る情報収集を行うこと」としています。	490
129	『イ また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。』 ↓ 遺棄や動物取扱業者の崩壊など、その他の理由もあるため、断定的ではない以下の文言に変更すべきである。 『イまた、①、③については飼い主責任の徹底や遺棄・無責任な餌やりの防止などにより引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。』 → 『① 譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)』 ↓ 殺処分という手段を行うことについては、より丁寧な扱いを推進するためにも、以下の文言に変更すべきである。 『① 譲渡することが適切ではない(慎重かつ客観的判断により、治療の見込みがない病気や攻撃性がある改善が難しい等)』	譲渡不適切かどうかの判断については、判断する人間(自治体職員等)の経験やスキルに依存するものであり、動物の状態だけでなく判断者の知識の向上なども必須であること、また、専門的かつ客観性のある判断基準等も明確なものがなく、また実情としても人によってかなりの違いが出ていることもあるため。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。なお、譲渡適性の判断については、適正譲渡に関する各種ガイドラインを参考に個別に判断されているところです。	1
130	また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。 →飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ」という部分を、行政負担の不妊去勢手術を徹底的に行うことを明記すべき	・不妊去勢手術抜きには、数を減らせない。 ・行政負担による避妊去勢手術は野良猫への給餌給水とともに野良猫をを殖やさず餌えた猫をなくすという社会の環境を守る最も効果的な施策。	具体的な施策については、各都道府県が、当該指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされており、御指摘の点についても各都道府県の判断によるものであると考えています。	13
131	また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。 →下線部の削除	・現行の基本指針の通り、恣意的な餌やりがあることを前提とした地域猫対策が行政施策として定着しており、成果をあげている。これまでの地道な活動が無駄となり、取り返しのつかないこととなる。	御指摘の趣旨については、第2.2(3)周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止②イの修正により、無責任な餌やり行為と地域猫活動の違いを明確化することで反映しました。	15
132	また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。 →「無責任な餌やり」を「餌やり」とする	野良猫への「餌やり」に関して責任のある「餌やり」は存在しないのだから、あたかも責任のある餌やりが存在するかのよう書き方は不適切。トイレを設置しようが不妊去勢手術しようが、屋内飼育していない以上被害はなくなり、責任があるとはいえない。		1

133	また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。 一自治体収容施設の飼養管理の基準をつくることで改善を図り死亡数を抑制し結果的に該当する動物の数を減らしていくこと	センター、保健所の飼養環境や管理の悪化で死亡に至っているケースが多い。予算をとっていないが、収容施設の改善に用いない自治体がある。	令和元年6月に改正された動物愛護管理法の附帯決議を踏まえ、第2.2(10)調査研究の推進②において、「国内における動物の飼養保管の実態等に係る情報収集を行うこと」としており、原案のとおりとします。	1
134	P13、「令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となる概ね2万頭を目指す。」一削除			1
135	P13、また、①、「③」については飼い主責任の徹底や「無責任な餌やりの防止」により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。①譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)の「」内を削除		犬及び猫の殺処分を透明性を持って戦略的に減らしていく観点から、基本的な考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	2
136	段落イのうち、「殺処分の3分類」(13ページから14ページ)及び「また」以降の一文をを削除する。段落イは、数値目標を示すにとどめる。	国が基本指針でこのような分類を明記すること自体が不相当である。また、「無責任な餌やりの防止」の言い回しが突然出てきているが、何をもち「無責任」であるとするのか明確でない。		1
137	「イー③ 引取り後の死亡」は「イー③ 適切な医療を施したにもかかわらず引取り後に死亡した場合」と差し替えていただきたいです。	治療の見込みがないかどうかは、医学的に検証された結果であり、同様に、攻撃性が矯正できないかどうか、動物行動学の専門家が正式に検証した結果である場合に有効な殺処分の理由になるからです。そうしなければ、現場の恣意的な判断になり、いい加減な殺処分を止めないからです。また、動物が引取り後に死亡する前に、引き取った行政には適切な医療を施して収容動物を生かす責任があります。そこに言及しないと、センターが医療も施さずに置いておいて死んだことまで、飼い主責任にされてしまいます。	具体的な施策については、各都道府県が、当該指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされており、御指摘の収容施設の管理運営の点についても各自自治体の判断によるものであると考えています。	1
138	①譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等) 一病気をまたはトレーナー資格を持った適正判断のできる人物が教育しても攻撃性がある場合 一(治療の見込みがない病気や馴化訓練での矯正が不可能な場合等)に変更する。	トレーニングを行い、攻撃性をなおしてから譲渡する試みを行っている自治体または自治体認定の保護団体もある。攻撃性がある＝譲渡は適切ではないとひとくくりにし、生きる機会を奪うべきではない。殺処分を減少させる指針であるのだから、攻撃性がある＝殺処分は不適切な表現。	なお、殺処分の3分類①～③に関する主旨の明確化に資するよう、御指摘の趣旨や実態把握の具体的な方法との整合性を踏まえ、全体として表現の適正化を図り、②について「①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)」と修正します。	412
139	①譲渡することが適切でない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等) 一より具体的に記述すべき 一病気をまたはトレーナー資格を持った適正判断のできる人物が教育しても攻撃性がある場合 一(治療の見込みがない病気や馴化訓練での矯正が不可能な場合等)に変更する。	・「攻撃性がある」では曖昧なため、恣意的な判断がされる可能性がある。 ・攻撃性があるかないかは、センターや保健所という環境では分からないから。実際団体が引き出して家庭犬教育すれば暮らしていける個体も多い。攻撃性の判断を収容数が多いからという状況判断で処分判断を下されてしまうため。 ・保健所やセンター内という特殊な環境の中で、個々の性質(憶病、神経質など)や状態(捕獲されてショックを受けている、気が立っているなど)を考慮し、適・不適を判断することは困難である。また、どんな犬や猫であっても、馴化訓練により、飼養可能となる可能性を持っているため。		4
140	P14ウ「野犬が多い地域等では、野犬の要因となっている狩猟犬の実態を調査し、早急に対策を講じるとともに必要な普及啓発等の取組を推進すること。」に変更		具体的な施策については、各都道府県が、当該指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
141	ウ野犬が多い地域等では、引取り数・殺処分数又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があるなど、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。 一全文削除する。	・意図は理解するが、そもそも野犬が増えすぎる前に十分な対策を講じなかった自治体にも大きな責任がある。この項目によって「引取りや殺処分が増えなくても仕方ない」と自治体が増えてしまえば、野犬が増えないようにするための遺棄防止や不妊去勢手術の徹底、譲渡の推進といった対策に力を注がないままになる恐れもある。あえてこの内容を基本指針で示す必要はないと考える。 ・基本指針の在り方を考えると、西日本など一部の自治体の例を挙げることに違和感があり、「野犬の捕獲」を国が意図的に進めようとしている意図も見受けられるため。 ・狂犬病予防法がある中でわざわざ動物愛護管理法の基本指針に書く意味としては、動物愛護管理法による収容を促進するために思われるが、文言を残す場合には、捕獲イコール殺処分ということではなく、「譲渡のための施策も同時に検討することに努める」という文言を入れておかないと、自治体が社会から反発を受けることにも繋がると考えられるので、ご検討頂きたい。		422
142	ウ野犬が多い地域等では、引取り数・殺処分数又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があるなど、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。 一(以下に修正すべき) 野犬が多い地域等では、他の自治体以上に飼育者の指導、啓発に努めること。猟友会での猟犬の個体登録(マイクロチップの装着など)を課すこと。また野犬を安易に殺処分することなく、第一に人馴れさせ生かす道を模索し、団体譲渡やドッグトレーナーへの指導を仰ぐなどの努力を怠らないうこと。野犬はプリズンドッグとしても、また、猪などから農作物を守る役目としても注目されており、殺処分以外の活路を見出す取り組みを推進すること。	これでは野犬を人馴れさせて、譲渡に繋げる努力をする自治体の意欲を削ぐことになる。殺すのは最も簡単だが、その前に講じる策はアイデア次第でたくさんある。野犬という理由で公示もせず即日処分する自治体もあり、種差別を肯定する国風を作りかねない。また殺すことに税金を使うのでは国民は納得いかない。	前段のイで「殺処分を透明性を持って戦略的に減らしていくことが必要」と記載しています。前後の文脈でも、遺棄の防止や不妊去勢手術の徹底、返還・譲渡の促進等、総合的に対策を図る内容の記載がある中で、中長期的に引取り数や殺処分数を大きく減少させるためには一時的にこれらの数が増えなくてもやむを得ない面があることを明記することは、中長期的な視点と地域の実情に応じた取組の推進が重要という基本的な考え方を示すものであるため必要と考えています。以上のことから、原案のとおりとします。	12
143	ウ野犬が多い地域等では、引取り数・殺処分数又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があるなど、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。 一(意見) 一(以下に修正すべき) 集団不妊措置や一定期間の人馴れ訓練のためのシェルターの確保等の努力を自治体に求める文言に差し替えるべき。	一時的にせよ野犬の殺処분을容認、助長する内容は断じて容認できない。		5
144	ウ減少させるため、集中的に捕獲 一(以下に修正) 減少させるため、生かして譲渡の対策を講じた上で、集中的に捕獲	処分したいだけにしか読み取れません。断じて認められません。攻撃性があるという安易な判断をして殺処分数にカウントせず殺すつもりなのがみえみえです。		1
145	・P14ウについて、内容の再検討をお願いします。 ・P14ウを撤回し、野犬を生まないために遺棄の取り締まり、放し飼いの禁止、所有者明示の徹底を求め内容に変えてください。	・野犬でも人間と関わりがない場合、飼育され虐待された犬よりも譲渡しやすい場合があるため。 ・駆除を繰り返しても野犬は減りません。野犬を生み出さないための予防策と、野犬を生かすための訓練シェルターづくり等にこそ力を注ぐべきです。		4

146	ウ野犬が多い地域等では、引取り数・殺処分率又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があるなど、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。 一みだりな繁殖を抑制	再生産は意図的に感じ、ここで使うには不適切な言葉である。	ここでは、「再生産」という用語を用いることで、野犬を放置することが次の世代の野犬を生み出すことにつながるおそれがあることを示しています。	1
147	P14ウの「地域の実情に応じた殺処分」を削除してほしい	地方の保健所で飼い主への啓発等を行っているところがあるとニュースで見ました。啓発を受けた飼い主は、遺棄ではなく、新聞に譲渡の広告を出すなどして成功しているそうです。これこそが保健所の本来のあり方だと思います。各自治体がかもって譲渡や啓発に関して本気で取り組むように、条例を作成することが必要だと思います。	施策の基本的な考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	1
148	P14「ウ」を以下に変更。 「野犬が多い地域や、所有者不明猫(野良猫)が多い地域等では、引き取り数・(中略)・ため、集中的に捕獲や引取を実施し、…」また、この場合「所有者不明猫」あるいは「野良猫」などの用語を整理していただきたい。	野犬だけでなく野良猫や飼い猫も同じように、再生産を抑制するため、また多頭飼育崩壊などの事例もあるため、引取り数・殺処分数が増加する場合もあり、当団体や地元自治体へも実際にそのような相談事例が増えているため。	御指摘の趣旨について、第2.2(3)周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止②イを以下のとおり修正することで反映しました。「イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化するとともに、地域猫活動に対する理解を促進すること等を通じ、所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止するための取組を推進すること。」	1
149	エ 犬及び猫の譲渡の促進にあたっては団体譲渡が効果的であることを踏まえつつ、適正な団体譲渡の推進に向けた現状・課題を整理し、対応について検討すること。 一(以下に修正) 「団体譲渡が効果的であることを踏まえつつ、譲渡団体との協議をしながら適切な譲渡の推進に向けた現状課題を整理し、対応について検討すること。」と譲渡団体との協議をしながらと付け加えた方がよいと思う。	ボランティア譲渡団体等への引き取り頭数が増えた事により、殺処分が大きく減ってきたが、ボランティア頼みになりすぎて、飼育崩壊ギリギリの所も今後増えるのは容易に想像がつき、譲渡団体との綿密な話し合い等の連携を取らないと新たな飼育崩壊も考えられる。ボランティアに頼る部分も大きいのに、譲渡団体との話し合いがもたれずに譲渡数の見込みを勝手に期待している県もある。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
150	「エ 犬及び猫の譲渡の促進にあたっては団体譲渡が効果的であることを踏まえつつ、適正な団体譲渡の推進に向けた現状・課題を整理し、対応について検討すること。」 以下の文言に変更すべきではないか。※「適正な団体譲渡」→「適正な譲渡」 「犬及び猫の譲渡の促進にあたっては団体譲渡が効果的であることを踏まえつつ、適正な譲渡の推進に向けた現状・課題を整理し、対応について検討すること。」	適正譲渡の推進については団体に限ったことではないため、現状だと、団体への対応についてだけ排除または対策に取り組むように読める。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
151	オ 令和元年の法改正において、動物愛護管理センターとしての機能・業務が明確化されたことを踏まえ、災害対応や多様な関係者の参画・協働にも役立つ地域拠点としての役割も考慮して、引き続き、返還・譲渡の促進に向けた施設整備を推進すること。 一オ 令和元年の法改正において、動物愛護管理センターとしての機能・業務が明確化されたことを踏まえ、災害対応や多様な関係者の参画・協働にも役立つ地域拠点としての役割も考慮して、引き続き、返還・譲渡の促進に向けた施設整備を推進すること。また、地方自治体における動物収容施設については、収容動物に対する適切な飼養管理を確保の観点から、実態把握を行うとともに、適正な施設や管理の水準等に係る指針の策定を第一種動物取扱業の基準に準じる形で行うこと。	・衆議院環境委員会の決議及び参議院環境委員会の附帯決議において「 <b>十 地方自治体における動物収容施設については、収容動物に対する適切な飼養管理を確保の観点から、その実態把握を踏まえ、適正な施設や管理の水準等に係る指針の策定を、第一種動物取扱業の基準に準じる形で行うこと。</b> 」と書かれていることを基本指針にも反映させ、実行に移すべきである。 ・保健所や動物愛護管理センターの中には、環境が劣悪であったり、十分な譲渡努力が行われていないところも見受けられる。適切な飼養管理がなされるためには、自治体の施設であっても、実態の調査や改善が必要であるため。	令和元年6月に改正された動物愛護管理法の附帯決議十を踏まえ、第2.2(10)調査研究の推進②オにおいて、「国内における動物の飼養・保管の実態等に係る情報収集を行うこと」としています。	412
152	カ 「最後に」 また、遺棄が繰り返される場合や虐待の内容によっては、所有権を放棄させることも含めた厳しい措置も検討する必要がある。を追加する。	所有権を放棄させ譲渡先を見つかることでか、犬や猫の命を守れないケースもあると考えられるため。	「所有権の放棄」といった動物愛護管理法に根拠のない内容を盛り込むことはできません。	1
152	キ、「～引取り等が」の後に以下修正とする。 「…が否定されるものではないが、引取りに関しては保護団体など協力し、新しい飼い主を見つけるよう努めること。また、終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めると共に、犬や猫については、将来的に飼い主ライセンス制度の導入も視野に入れ検討することも必要である。」	特に高齢者による持ち込みが増えていることから、新しく犬や猫を飼おうとする人には、保護団体が譲渡時に行っているような、飼い主に対する調査(年齢や飼育なくなった時に託せる人がいるかなど)を行う必要がある。	当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える罰則や規制の強化等を盛り込むことはできません。	1
153	キ 終生飼養の責務は、飼い主が最後まで責任をもって飼育することを求めるものだが、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康・安全の保持の観点から行う譲渡や引取り等【が否定されるものではなく、一(【を以下に修正】)も、やむを得ないが	「否定されるものではない」とは言い切れず、「やむを得ない」という表現の方が適切なため。	前段で「やむを得ない理由により～」と記載されており、御指摘の趣旨について、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
154	P15の11行目「…周辺の生活環境が損なわれて…」 一「…周辺の生活環境や自然環境が損なわれて…」に修正する。	P5最下段に自然環境の用語の記述があり、ここでも記述したほうが良いと考える。	動物愛護管理法第1条の目的規定を踏まえているため、原案のとおりとします。	3
155	P15ク、不適正飼養等に起因して、「周辺の生活環境が損なわれている場合や、動物が衰弱する等、虐待のおそれがあると認められる場合には、報告「徴収」・立入検査が可能となったことを踏まえ、…」の「内」を削除		施策の推進にあたり必要な内容であるため、原案のとおりとします。	1
156	また、全体で迷子になった動物の返還について、各都道府県及び市町村が積極的に市町村民に伝えられるような取り組みを入れてほしい。	現在、ネットでの通知が主になってきていますが、高齢者にとって、ネットで探すことは大変難しいと思います。回覧板や広報などの活用も必要ではないでしょうか。ネットについていけない世代にも情報を伝えることが大切で、災害大の我が国にとって大変重要なことだと思います。	ご意見について、今後の業務の参考とさせていただきます。	1
157	イについて、「平成30年度比100%減を目指す。また、①、③については飼い主責任の徹底や正しい餌やりの普及啓発と無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。」として欲しい。		目標値につきましては、これまでの経過と殺処分数の推移等を勘案して設定しております。	1
158	殺処分自体を否定は、致しませんが、方法は否定致します。	子供や国民にも無責任に命を扱えば、現実には残酷な結果になりますと知らしめるべきです。虐待や、死刑囚も同じ島で、刑の執行を行えば、職員さん達の心の負担も、犯罪も減るかも？たぶん、過激でかわいそうって意見で溢れるでしょうが、だったら譲渡会を真剣に取り組むべきだと思います。	ご意見として承ります。	1

159	P14カ「愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び遺棄及び虐待の防止を図ること。」は行政機関が連携し住民の信頼を得る努力をしてほしいと思います。	返還についての警察との連携についてはどこにも述べられていませんが、迷子も含め警察との連携を登えてほしいと思います。地区によって全く連携が取れていないようです。保護主がセンターや警察を処分するところと思ひ込み、届け出をせずに自力で探そうとして返還ができなくなるケースも少なくありません。	ご意見について、今後の業務の参考とさせていただきます。	1
160	②講ずべき施策の中に、「地方公共団体は関係団体等の意見を取り入れながら」というような文面を入れて欲しい。	指針にもあるように、ボランティア団体などの協力は不可欠であるが、中には引き出す予定で話を通していた妊娠した犬が勝手に殺処分されていた話がある。連携するのはもちろんのことだが、ボランティア団体の苦勞が軽減されるような公共団体の在り方を示して欲しい。	御指摘の趣旨については、第3.5(1)多様な意見の集約及び合意形成の確保の確保が記載があり、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
161	「無責任な餌やりの防止」の「防止」の部分で、「禁止」にして頂きたい。	地域猫運動については、実行者を登録の上その責任を明確にし、糞尿や器物破損等の被害の防止や補償を徹底させ、行き届かぬ場合は資格のはく章・野良猫の衛生的視点からの適切な処分をなすようにと明文化して頂きたい。また、外飼い猫も禁止にしてほしいです。	当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える罰則や規制の強化等を盛り込むことはできません。	1
162	①に猫は犬とは違う様相の課題であることを明記していただきたい。例えば「屋外にいる所有者不明猫の取り扱いについては、国民の意識醸成に向けた取り組みの一つとして、現状の把握や対策の検証など、時代を見据えた丁寧な議論を行う必要がある。」など。	猫については、犬とは違う対策や検討が必要であることの周知を求める。犬は、狂犬病予防法による捕獲と抑留が認められているが、捕獲が認められていない猫については、全国において所有者不明猫の総数は計り知れない数だと想像され、繁殖もまた継続的に行われているのが現状である。屋外の所有者不明猫への対策は、地域住民の十分な理解を得る必要がある地域猫活動や、TNRなどの多額の費用や労力を要する対策など、成功事例が未だ無い対処療法的な対策しか行われていない状況である。この状況にもかかわらず、数々の被害や問題及び殺処分数を減らしていくことは困難であり現実的ではない。そのため猫については、国民の意識醸成に向けた取り組みの一つとして、屋外の猫を減少させることは是非など、屋外の所有者不明猫の取扱いについて、猫の健康や安全からの観点も含め多角的に丁寧に議論する必要があると、これまでの活動や地元畜養の状況から痛感しているため。	国として、犬猫を合わせた全体として殺処分を減らしていくことを進めていく必要があることから、犬猫を合わせた記述としています。なお、飼い主のいない猫に係る施策について、特に2.2(3)②アにおいて記載するなどしており、ご指摘のとおり、犬と猫について、それぞれ固有の課題に対処していくことは必要と考えます。	1
163	譲渡販売時の説明内容(13ページ)について、「猫については屋内飼育に努める」旨を明記する。	家庭動物飼養管理基準 第5-2に定められている	第2.2(1)②アにおいて、該当の基準も含め「各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること」と記載しており、既に御指摘の趣旨については、既に盛り込まれているものと考えています。	1
164	動物虐待は絶対に起こさせないという強い意思表示が必要である。この観点から、地域における動物虐待防止の取り組み推進、罰則強化、地域での見回りの強化などを明記すべきです。	改正動物愛護法では、動物虐待者への法定刑が5年へと引き上げられました。動物への虐待は絶対に起こさせないけません。しかし、全国の地域では、痛ましい動物虐待が今でも起こっています。	当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える罰則や規制の強化等を盛り込むことはできません。	1
165	動物愛護センターの役割として、殺処分を目的とするのではなく、里親探しを目的とできるようなシステムを作ることで動物たちの命を人間同様に大切にしたい。		ご意見は今後の参考とさせていただきます。	1

**(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止**

166	「周辺の生活環境の保全」について、生物多様性条約に鑑み、生活環境に加えて生態系の保全の視点も加えるべき	近年捨て猫が増加しており、生態系への影響が危惧されるため。	動物愛護管理法第1条の目的規定を踏まえているため、原案のとおりとします。御指摘の趣旨のとおり、適正飼養の推進により、自然環境へ及ぼす悪影響を防止することは重要と考えます。	1
167	『～動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、危害や迷惑防止の観点から、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策・対応が必要である。』 →(以下に修正すべき) 『～動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策・対応が必要である。』	・ここでいう「所有者等」の「等」については何を指すのか。 ・「動物による危害及び迷惑問題は」と「危害や迷惑防止の観点から踏まえ」については同様の文言が重なり理解しにくくなるため削除し、文言を変更すべきではないか。	「所有者等」とは、第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方(動物の管理)のパートにおいて、「全ての動物の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。）」と規定しています。御指摘の点は、「～観点を踏まえ、」とあるように後段の記述に係る必要な内容であるため、原案のとおりとします。	1
168	「迷惑」「迷惑問題」の表現を削除し、または「周辺の生活環境の保全」等に置き換える	「迷惑」は人の主観に左右される。法律は、人の「迷惑」を保護するものではない。目次の第2・2(3)で「迷惑問題」とあるのを「周辺の生活環境の保全」と改正案にあるが、本文中の「迷惑」「迷惑問題」の文言も同様に改正するのが相当である。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
169	「動物の不適切な飼養等又は給餌給水により」の文章から「給餌給水」を削減すべき	「飼養」は所有者占有者が、「給餌給水」と言う言葉は飼い主のいない猫、地域猫対策にも当てはめられる可能性がある為。	改正動物愛護管理法第25条第1項において、都道府県知事は、当該事態を生じさせる者に対し、必要な指導又は助言をすることができると規定されている当該事態の起因事例の一つとして、「給餌・給水」が新たに盛り込まれたことに伴う記述であるため、明記する必要があると考えています。	2
170	所有者不明の犬又は猫について、新たに地方公共団体が引取りを拒否できる場合が規定されたが、動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、危害や迷惑防止の観点から、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策・対応が必要である。 一所有者不明の犬又は猫について、新たに地方公共団体が引取りを拒否できる場合が規定されたが、危害や迷惑防止の観点から、地域の実情に合わせた対策・対応が必要である。引取りに当たっては、駆除目的で捕獲された猫の引取りは原則認められないこと、また、持ち込まれた犬又は猫に所有者・占有者がいる可能性も十分に留意して対応することが必要である。また、動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、危害や迷惑防止の観点を踏まえ行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策・対応が必要である。	・環境省の素案では、「拒否できる場合が規定されたが、危害や迷惑をかける犬猫なら引き取りない」とも言っているも同然であり、愛護に反する引取り、所有権の侵害等、違法性のある引取りをなくするという、この改正の趣旨に反する。 ・前回改正の決議「八(略)なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。」と、今回改正の決議「九 所有者不明の犬猫の引取り拒否の要件の設定に当たっては、狂犬病予防法との整合性、当該犬猫に飼い主がいる可能性及び地域猫活動等も考慮し、地域の実情に配慮した要件を設定すること。」の意図をきちんと反映させるべきである。	改正動物愛護管理法第35条第3項で、同第35条第1項のただし書きを「ただし、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがないと認める場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定められる場合には、その引取りを拒否することができる。」と読み替える規定が盛り込まれたことを踏まえた記載であり、原案のとおりとします。	413
171	P16 1の「危害や迷惑防止の観点を踏まえ」→ 削除	危害や迷惑をかける犬猫は引き取りのように解釈できます。動物愛護としてはふさわしくない。		1

172	ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底と給餌・排せつ物の管理などを実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。 ー(以下に修正すべき) ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底と給餌・排せつ物の管理などを実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。 ー下線部を「適切な情報発信を行うこと」に追加。 ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底と給餌・排せつ物の管理などを実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。 ー下線部を「推進し」へ変更する。	・例えば「地域住民には話してはいるが、自分のできる範囲で不妊去勢手術だけ行う」「餌を与えている人がやっとな術は承認したので緊急で手術のみ行う」といった取組でも、飼い主のいない猫の削減につながる貴重な行為である。 ・飼い主のいない猫を減らすための活動は、ボランティアで行われている活動に大きく依存していることから、できるだけボランティアを増やすためには、その取組を細かく規定しすぎてハードルをあげたり、厳しく縛りつけるべきではない。 ・同時に助成金等の支援を行い、国、自治体が地域猫活動を全面的に後押しすべきであることを示す必要がある。単なる情報発信では弱い。	地域猫活動は、飼い主のいない猫により地域に生じている問題を解決する過程で、地域で生活している飼い主のいない猫を管理してその生命を全うさせつつ、新たな飼い主のいない猫を生み出さないための取組の一手段として実施される手法です。地域住民の理解がなく行われるものは「地域猫活動」と一線を画すものであると考えられることから、原案のとおりとします。	411
173	ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底と給餌・排せつ物の管理などを実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。 ー下線部前に「飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図る地域猫活動の」を追加。	地域猫活動の目的については触れるべき。その地域猫活動の目的をめぐっては、個人により受け取り方の差異があり混乱が生じやすく、中には飼い猫の屋外飼育や、数を減らす目的ではなく猫が屋外で暮らし続けることを働きかけるような意見もある。	御意見の趣旨を踏まえ、イにおいて、以下のとおり修正することとします。 「イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化するとともに、地域猫活動に対する理解を促進すること等を通じ、所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止するための取組を推進すること。」	1
174	ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底と給餌・排せつ物の管理などを実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。 ー下線部を「推進し」へ変更する。	元の文章「地域猫活動の在り方に関し検討を加え、」の意味は、「地域猫活動のあるべき姿を今一度よく考える」という理解でよいでしょうか？それとも「地域猫活動の進め方についてよく考える」という理解のほうが正しいでしょうか？分かりにくいので、「推進し」として行政の積極的な姿勢が見える表現のほうが良いと思います。	御意見の趣旨を踏まえ、イにおいて、以下のとおり修正することとします。 「イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化するとともに、地域猫活動に対する理解を促進すること等を通じ、所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止するための取組を推進すること。」	1
175	ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底と給餌・排せつ物の管理などを実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。 ー 従来どおり地域猫対策とするべき	・地域猫対策は行政を含めた環境問題への地域住民の取組です。地域猫活動という文言から、特定の猫好きの任意のボランティア活動かのような誤解を生む。 ・地域猫対策は、行政の施策として野良猫のいる地域で役所が地域住民などと共に協働で行う自治環境改善対策という理解が広がっている。地域猫活動に役所も一緒に取り組むことで地域猫対策施策は成り立ちますが、基本指針案のように、役所の関わらない任意の地域猫活動だけでは行政施策にならない。	御指摘の趣旨については、原案の記載振りに盛り込まれているものと考えており、原案のとおりとします。いただいたご意見について、今後の業務の参考にさせていただきます。	8
176	P16 2の「地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと」 ー(以下に修正すべき) 「地域猫活動を推進するため、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を行い、猫の引取り数削減の推進を図ること」	自治体の施策として全面的に地域猫活動を後押しするという事を明記するべき。	御意見の趣旨を踏まえ、イにおいて、以下のとおり修正することとします。 「イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化するとともに、地域猫活動に対する理解を促進すること等を通じ、所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止するための取組を推進すること。」	1
177	「1現状と課題」、「2講ずべき施策」項目に人獣共通感染症(例えば、ネコの場合のトキソプラズマ)予防を意識した記述が必要である。	周辺的生活環境の保全としての危害として、人獣共通感染症は重大な問題 であるため。	動物の適正管理による人間の環境保全等の重要性や展示利用における人獣共通感染症の疾病の予防等については、第2.2(1)等に記載していますが、感染症に係る具体的な施策については、動物愛護管理法の所管外であるため、原案のとおりとします。	2
178	イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化すること。 ー 現行の指針のアを生かし、全面削除	・「餌やりは悪」という意識を植え付ける事につながり、TNR活動の阻害要因になってしまう。 ・「無責任な餌やり」の定義が人によって違い、曖昧な表現だ ・地域猫活動を妨害する側に都合よく利用される ・地域猫活動をしているボランティア活動の足かせになる影響が大きい。 ・「後先を考えない無責任な餌やり行為」という文言は現在地域猫活動に奮闘されているボランティアの皆さまの活動内容に反した表現だと思われます。イを全文削除、その代わり、現行の指針アを生かすようにして頂きたいと思えます。 ・地域猫や大阪市の公園猫活動において、TNRがとても大事ですが、まずTNRをするには餌と水やりが必要で、TNR自体も大変な作業ですが、TNR前と終った後の、その猫が命を全うするまでの毎日の餌、水やりの方が重労働で、費用も掛かります。安定的に確保できる場所や時間も必要です。よって、TNRを積極的にしている人は特に、餌、水やりにかかる時間、場所、費用、労力の抽出が厳しいです。餌やりが夜遅くなるのは猫が夜行性だからではなく、人の目を避ける為です。もし、猫への餌やりが「良いこと」として他人の目に映るようになれば、もっと楽しく生き生きと堂々と、自分も幸せになりながらこの活動が出来ると思えます。どうかそんな世の中になるような改正をして頂けたらと思います。いらぬものは排除(殺す)という、野蛮な国はもう卒業してほしい。根本を改善できるように国を変えて欲しい。 ・適切に管理されれば多様な社会の一部として何ら問題はないと思うし、猫がいなくなることでネズミやその他害獣が増えることも大いにあると思ふ。 ・エサをあげない事による、ゴミあさり、小動物への被害の懸念などから、適切な管理の下で餌を貰っている猫に関しては排除すべきではない。諸外国のように、地域で見守る方向が良いと思えます。 ・環境省の「無責任な餌やり」が官民一体の地域猫対策(動愛法平成24年付帯決議)を妨害していると言われています。地域住民の理解と官民一体で野良猫との共生をすることを啓発することが必要です(動愛法3条)。殺処分目的の行政の猫引取りはしないこと、野良猫は全て地域猫対策で官民一体でされること。地域猫対策を妨害している「無責任な餌やり」を削除することが必要です。引取殺処分をしながら、犬猫を殺処分ゼロとする方針は動愛法に違反して行政の「みだりな殺傷罪」を行うもので、誤っています。 ・「餌やり」行為は猫が居る限り必要です。殖やすことは行政負担による避妊去勢手術でなくせ、増やすことは、積極的な遺棄犯罪取締りが必要です。 ・殺処分数を減らす為に努力をしている人々の努力や活動を理解しない人々、虐待虐殺、不審な連れ去りを行う人々を、餌やり防止の方法ではその活動を止める事が出来ず、悪戯に犯罪を又継続し易くなるだけと考える為です。 ・地域猫活動を否定してほしくなくメール致しました。環境省には、地域猫活動にバックアップして頂きたいです。	御意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正することとします。 「イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化するとともに、地域猫活動に対する理解を促進すること等を通じ、所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止するための取組を推進すること。」	113
179	「ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に」から、「十分な」を削除し、「適切な情報発信を行うこと。」を「行政主導による適切な支援を行うこと。」と差し替えてくださるか、全部削除して現行の「ア住宅密集地において」を生かしてください。 もしくは、イを全文削除し、現行の指針のアを生かしてください。	・現行のアのみで十分です。地域猫についてはほぼ同じ意味でありながら、行政の関わりについては消極的な情報発信のみに後退しています。現行で、変えない方が適切です。生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、素案に書くべきことは、飼い主が繁殖制限をしなかったり、動物の遺棄をすることが法に触れることと普及啓発を強化することです。餌やり行為に責任を転嫁するのは間違っています。 ・飼い主のいない動物への給餌には、地域猫になる過程であり、状況は多様なもので、一律に「後先を考えない無責任な餌やり行為」などと、決めつけられると世間の偏見が助長されて、地域の猫を減らす対策に悪影響を与えます。行政の公の文書で、このような言及は絶対にあってはいけません。私は地域の猫を減らすための対策を長年行っていますが、行政が猫対策に理解を示してきている最中に、環境省の姿勢がこれでは非常に残念です。 ・アの通り、避妊去勢を進める事で殺処分も減り、管理された給餌で環境も改善されます。殺されるようになって来るわけでは、決してありません。人間の身勝手さや残酷さ、無責任な飼育放棄による人間の責任は重いです。過酷な環境で生きて行かざるを得ない小さな命を軽んじることの無いよう、切に望みます。	なお、地域猫活動は、飼い主のいない猫により地域に生じている問題を解決する過程で、地域で生活している飼い主のいない猫を管理してその生命を全うさせつつ、新たな飼い主のいない猫を生み出さないための取組の一手段として実施される手法です。その点から地域住民の理解がなく行われるものは「地域猫活動」と一線を画すものであると考えられます。	5
180	イ後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないこと。 ー 一削除し、「不妊手術を徹底する必要性について普及啓発を強化すること。」に変更する。	環境美化と猫の繁殖制限には、環境への配慮ある餌の与え方や糞尿対策・不妊手術がセットになった地域猫対策を推進すべき。犬や猫に不妊手術をしないから子犬・子猫が産まれるのであって、餌を食わせるからではない。どんなに沢山の餌を与えても不妊手術した犬猫は繁殖することができない。繁殖させず、環境を良くするためにも、不妊手術を徹底させ地域猫対策を周知徹底させるべき。		1

181	イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化すること。 一(以下に修正) ・管理責任を伴わない餌やり ・後先を考えず責任を負わない餌やりのどちらかとする。	「無責任な餌やり」という言葉は長らく使われているが、この言葉の持つ印象から「餌やり」自体が「無責任」な行為であるという捉え方をされることがあり、地域猫・TNR活動者と、一般住民・反対者などとの間で、受け取り方の誤差が生じることが多い。誤解を与えにくい表現に変えるべきである。		1
182	『イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止するためには、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化すること。』 一(以下に修正すべき) ・「生活環境被害」とあるが、その他の文言と揃えて「生活環境の保全上の支障の防止」にはならないか。 ・「所有者等のいない」は「所有者のいない」とは異なるものか。 ・地域猫活動については、餌をやって猫を馴化するところから始めることから、ここでいう「後先を考えない」にはあたらないか。また、そのために、「無責任な餌やり」ではなく、「後先を考えない無責任な餌やり」としたものか。そうであれば、それがわかる文言を記すべきではないか。		御意見の趣旨を踏まえ、無責任な餌やり行為と地域猫活動の違いを明確化するため、以下のとおり修正することとします。 「イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化するとともに、地域猫活動に対する理解を促進すること等を通じ、所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止するための取組を推進すること。」	1
183	イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化すること。 一(以下に修正すべき) 無責任な餌やり行為を配慮に欠ける餌やり行為に変更	地域猫にすれば責任のある餌やり行為になるかのように思われてしまうと抜本的な解決が遠ざかる。猫にとって野外生活は厳しく、地域猫になれればよいというものでもないし、野良猫を増やすような飼われ方の猫がいる限り、餌やり行為だけを責める表現は本質の見誤りを生む。		1
184	「所有者等のいない犬または猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないこと」(16ページ)を削除し、または「不妊去勢措置を講じたうえで地域猫対策」に置き換える。	「後先を考えない」「無責任」の内容があいまいである。適切な給餌について「迷惑」と感じる人から「無責任な餌やり」であると指摘され、野良猫を巡って無用の近隣トラブルを招く。		1
185	1、現状と課題に「また駆除目的の引取りをされないように運用を厳格にする。」を付け加えて下さい	平成24(2012)年動物愛護法改正 委員会決議/附帯決議、「八 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を～各地方自治体を指導すること。」の主旨を今回強調することが必要だと思います	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
186	行政主導による「合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる」支援等、地域の実情に合わせた対策・対応が必要である。 の「」内を削除		御指摘の点については、施策の取組を推進するにあたり必要な内容であり、明記する必要があると考えています。	1

(4) 所有明示(個体識別)措置の推進				
187	令和元年の法改正において、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着、情報登録等の義務化が所有者に課されたことから、所有明示措置の推進が一層求められており、 一 令和元年の法改正において、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着、情報登録等の義務化が所有者に課されたことから、所有明示措置の推進が一層求められており、	・販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着が義務付けられたのは事実であるが、それ以外の動物に対してまで所有明示の推進が一層求められているとまでは感じられず、またその根拠が不明である。	改正動物愛護管理法附則第10条では、マイクロチップの装着を義務づける犬又は猫の所有者の対象拡大についての検討が規定されており、ここは犬又は猫を想定した記述であるため、原案のとおりとします。	408
188	国民の理解を深めるとともに、各種識別器具 一 犬又は猫へのマイクロチップの装着、情報登録等の義務化が所有者に課されたことから、所有明示措置の推進が一層求められており、	現在殺処分されているのは、迷子犬が多いのも事実。所有明示はマイクロチップだけでは現在飼われている個体への所有者明示にはつながらない。迷子札が普及すれば殺処分は飛躍的に減るはず	迷子札も各種識別器具に含まれると考えています。	1
189	各種識別器具を装着してもらうための具体策を検討する必要がある。 * 下線部分に変更する。	殺処分されている犬のほとんどが、首輪のみで所有者明示がされていない。殺処分を減らすためにも所有者明示が必要であるが、自治体によっては、啓発活動をほとんど行っていないところもあるため。	講ずべき施策イにおいて、効果的な制度運用に向け、必要な検討をすることとしています。	1
190	ア 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年の法改正の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行うこと。 一 ア 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年の法改正の趣旨を踏まえ、生年月日の証明やトレーサビリティの担保、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行うこと。	販売される犬や猫にマイクロチップ装着を義務付けた一番の目的が抜けている。	犬又は猫にマイクロチップを装着し、所有者情報を登録するその最たる目的を例示として記載しているものであり、原案のとおりとします。	405
191	イ 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップを始めとする所有明示の必要性に関して啓発を推進すること。 二 マイクロチップ装着等の義務対象範囲について検討すること。 イ 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップを始めとする所有明示の必要性に関して啓発を推進すること、マイクロチップ装着等の義務対象範囲について検討すること。	・所有者明示の方法としては、首輪によるものが多いのが現状であるにもかかわらず、マイクロチップが主な方法であるかのような例示をするのは不自然である。 ・この基本指針が公表される段階では、販売される犬又は猫への装着義務付けも施行されておらず、その時点で義務化対象範囲の検討について述べるのは拙速に過ぎることから、削除すべきである。	販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着義務化の趣旨及び改正動物愛護管理法附則第10条で、義務づける犬又は猫の所有者の対象拡大についての検討が規定されていることを踏まえ、記載したものであり、明記する必要があると考えています。	407
(5) 動物取扱業の適正化				
192	P19「新たな規制の着実な運用」の部分について、具体的に動物を飼育するスペースの広さや出産出来る回数、給餌の回数、飼育スペースの掃除の頻度など、最低限の範囲ではなく、十分に動物の健康を考えた末の思いやりのある具体的な数値にして下さい。また、売れ残った場合の行く末などの取り決めも盛り込んで下さい。	動物は法律でうたっている通り大切な命です。具体的な数値を盛り込む事で、不適切な業者に対してすぐに取締りが出来る様、余裕を持った数値の設定をお願い致します。	御意見の趣旨については、参考として承ります。	2
193	今回の素案に「動物取扱責任者要件の厳格化」とある[第22(5)②ア]。現在、責任者として職務にあたる者に対しては、新たに導入される要件と同等の技能を有することを確認するための特別な措置を各地方自治体で実施していただきたい。		いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
194	こういった背景を踏まえて、動物福祉の改善を求める声の高まりを受け、に変更する。	前回の動物愛護法の改正後も、悪質な業者により、劣悪な環境に置かれたり、命を落とす動物が後を絶たず、規制を求める国民の声が高まっているため。	御指摘の趣旨については、既に前段の部分において盛り込まれているものと考えています。	1
195	ア登録制度の遵守に加え、動物取扱責任者要件の厳格化、帳簿の備付け義務、遵守基準の具体化、勧告・命令の権限強化等、新たな規制の着実な運用を図ること。 一 ア登録制度の遵守に加え、動物取扱責任者要件の厳格化、帳簿の備付け義務、遵守基準の具体化、勧告・命令の権限強化等、違反者には罰則を法定化する事。	現状では生体販売業者による過密飼育で、動物の飼育怠惰や劣悪な飼育環境の場合、行政に強制力が無く指導と勧告だけでは、この状況が変わる事は殆ど無い。故に違反者には罰則、処罰を与えるという内容を法定化すべきである。	罰則については、法第46条において規定されています。	1
196	イ 動物取扱業の更なる適正化を図る上で、地方公共団体による動物取扱業者に対する周知や指導・監視の強化、規制の実効性の確保が必要であり、国によるこれらに対する支援を検討すること。 一 イ 動物取扱業の更なる適正化を図る上で、地方公共団体による動物取扱業者に対する周知や指導・監視の強化や、必要に応じ勧告、命令及び登録取消等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うなど、規制の実効性の確保が必要であり、国によるこれらに対する支援を検討すること。	・衆議院環境委員会の決議及び参議院環境委員会の附帯決議において「一 動物取扱業者による不適正な飼育・保管が後を絶たない現状に鑑み、地方自治体が、動物取扱業者に対する立入検査を積極的にに行い、必要に応じ勧告、命令及び登録取消等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、規制の実効性を担保するための必要な措置を講ずること。」とあることを基本指針に反映すべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	418
197	イ 動物取扱業の更なる適正化を図るうえで、地方公共団体による動物取扱業者に対する周知や、立入検査に基づく指導や、監視の強化、法的措置の行使等、規制の実効性の確保が必要であり、国によるこれらに対する支援を確実に実行すること。* 下線部分に変更する。	悪徳業者やペットショップに対する立入検査や取締りが、ほとんど実施されてこなかったこと、また現在でも劣悪な環境からのレスキューが行われていることから、確実に実行することが必要であるため。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1

198	<p>『イ 動物取扱業の更なる適正化を図る上で、地方公共団体による動物取扱業者に対する周知や指導・監視の強化、規制の実効性の確保が必要であり、国によるこれらに対する支援を検討すること。』</p> <p>↓</p> <p>これまでの指針では「支援策」であったのが「支援」となったのは、「策」を考えるのではなく「支援」そのものを検討するという意味であるか。そうであれば「支援」は必ず検討すべきなので「支援策」とすべきである。</p> <p>『ウ 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るようその主体的な取組を促進すること。』</p> <p>↓</p> <p>これまでの指針では「図ること」であったのが「促進すること」となったのは、資質の向上については、すべて業者や業界の自主性に委ねるとする判断によるものか。その場合、以下の文言に変更すべきである。</p> <p>『ウ 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るようその主体的な取組を促進するとともに、必要に応じて、事例や実態の情報収集や調査を行うこと。』</p>	<p>自主規制に委ね、頼ることは、改善に向けてかなり時間もかかり難しいことであると容易に考えられ、国としても情報収集や調査を行う必要があるため。</p>	<p>御指摘の趣旨については、現行規定と変わるものではなく、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。なお、情報収集や調査については、(10) 調査研究の推進に記載されています。</p>	1
199	<p>ウ 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るようその主体的な取組を促進すること。</p> <p>→一文削除する。</p>	<p>この公の基本指針において、一部の業界についてのみ、その役割や資質の向上等に触れるのは偏っており、不適切である。</p>	<p>動物取扱業の適正化のために必要な取組であり、明記する必要があると考えています。</p>	410
200	<p>ウ 動物取扱業者や事業者団体が社会において～促進すること。</p> <p>下線を 動物取扱業者や事業者団体は動物の命の尊厳を重んじ、流通で弾かれる命や殺処分問題に奔走する自治体、保護団体、ボランティアを鑑み、自身のビジネスのあり方を見直すことが必要である。 に変える。</p>	<p>動物取扱業者や事業者団体は動物を利用する営みであり、そのビジネスが原因で、あふれている不幸な動物を自費で必死に保護しているボランティアや活動団体にとって、業者に「社会に果たすべき役割」「主体的取り組み」など期待するどころか、事業自体やめて頂くことが一番の社会的責任を果たすことであるとする。</p>	<p>御指摘の趣旨については、「社会において果たすべき役割を自ら考え、」の記述において、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。</p>	8
201	<p>実験動物の項目の前に新規項目として新設(新設)</p> <p>①現状と課題</p> <p>動物を殺処分せざるを得ない状況においては、動物の殺処分方法に関する指針(平成19年11月12日環境省告示第105号)に基づき、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、できるだけ速やかに、かつ心身ともに苦痛を軽減しなくてはならないが、動物の殺処分は容易ではなく、技術と知識及び動物愛護の意識がなくては動物に著しい苦痛を与えかねない。また、国際的にはより人道的な殺処分方法が随時開発されており、これらの動向に配慮し、より適正な方法を採用していく必要がある。</p> <p>②講ずべき施策</p> <p>改正法において、殺処分の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない旨が盛り込まれたことから、動物の殺処分方法に関する指針を見直す。</p>	<p>・2019年の法改正により第四十条(動物を殺す場合の方法)第三項に、「前項の必要な事項を定めるに当たっては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。」と加わったことを本指針に反映させるべきである。</p> <p>・できる限り苦痛のない方法によって殺処分を行うことは、アニマルウェルフェアにとって最重要とも言える課題であり、基本指針にセクションが設けられていないこと自体が問題である。</p>	<p>改正動物愛護管理法第40条第3項の規定を踏まえ、(10)調査研究の推進②講ずべき施策工の記載のとおり、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、基本的な考え方や具体的な手法について再整理することとしています。</p>	410
202	<p>動物を取り扱う施設について、動物園や水族館等博物館相当施設と私的商業施設の明確な区分および基準を記載するべきである。</p>	<p>現状ではペットカフェなど動物を商業利用する小規模私的施設と専門の飼育係や獣医師を置く動物園や水族館といった施設の法的区分が曖昧である。また動物園と銘打っていても実態はペットショップのような場合もあるが、行政としても本法律で明確な基準がないために指導が難しい点が指摘されている。そのため、イギリス等で行われているように動物を取り扱う施設区分やその基準を明確にした上で登録制と、適切な飼育環境が提供できていない場合は営業をすぐに停止させる仕組みを導入するべきである。</p>	<p>当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える個別の規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。</p>	1
203	<p>種の特性に応じて動物取扱業取得条件を設定すべき。</p>	<p>犬や猫の哺乳類と爬虫類を同じ括りとしてされていることに対して以前より違和感と疑問を感じております。実際問題6畳の飼育スペースにてヘビであれば100匹(種類によって変わるが最低でも10匹以上)飼育可能なのに対して、犬や猫を100匹飼育することは不可能です。また、爬虫類は餌の頻度が多くて3日に1回なのに対して、哺乳類は毎日です。さらに犬に関しては毎日散歩もしくは室内での十分な運動も必要となります。その他にも哺乳類がペットの側面が強いに対して、爬虫類はコレクション性、観賞性が高く、繁殖を趣味とする飼育者も多く存在します。今回の改正動物愛護法では、根本的に上記の視点に沿わず、爬虫類飼育者としては非常に困惑しております。</p>	<p>当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える個別の規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。御意見の趣旨については、参考として承ります。</p>	1
204	<p>生き物飼育や売買のモラル低下及びルールが混沌とする現状において、動物愛護法改正に対して賛成の意を持ちつつも、取り扱う生き物の種類(哺乳類と爬虫類)による括りを分けて確立する。</p>	<p>犬、猫などの哺乳類の繁殖及び販売とは意味合いが異なる。しかし、ペット商業としての犬や猫と爬虫類は先述の通り仕組みが異なります。同じ命あるものであることは当然ですが、同列に扱い同じ仕組みに当てはめるのは新たな問題(違法遺棄、違法販売、密猟、密輸など)を引き起こすことになりかねません。現行法以上の規制を課す以上、これらの点についてご精査頂き、新法改正によって正しく取り締まられることを強く願います。</p>	<p>当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える個別の規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。御意見の趣旨については、参考として承ります。</p>	1
205	<p>また動物取扱業資格の取得に関しては、条件を厳しくするのはなく行政による定期的な点検回数を増やす、抜打ち訪問による点検を行い、不適切な業者に対してその違反状況に応じた適切な処置を施す。</p>	<p>理由なし</p>	<p>ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	1
206	<p>『愛玩動物』という枠組みに同一に捉えていることに違和感</p>	<p>犬、猫などの哺乳類の繁殖及び販売とは意味合いが異なる。しかし、ペット商業としての犬や猫と爬虫類は先述の通り仕組みが異なります。同じ命あるものであることは当然ですが、同列に扱い同じ仕組みに当てはめるのは新たな問題(違法遺棄、違法販売、密猟、密輸など)を引き起こすことになりかねません。現行法以上の規制を課す以上、これらの点についてご精査頂き、新法改正によって正しく取り締まられることを強く願います。</p>	<p>当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える個別の規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。御意見の趣旨については、参考として承ります。</p>	1
207	<p>改正案19ページ9行目から21行目までに書かれている部分は、登録時だけでなく定期的にその団体が指導監視されることで動物が適切に管理され、扱われるために必要だと思いますので賛成です。</p>	<p>理由なし</p>	<p>ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	1
208	<p>行政自治体での判断、また対応となると難しい部分であると思いますので、枠組みを決める今の時だからこそ、専門家の意見を聞き、精査して頂きたい。</p>	<p>理由なし</p>	<p>いただいたご意見について、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>	1

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

209	<p>実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(以下「実験動物の飼養保管等基準」という。)は、平成25年にその基準の内容を改正し、遵守状況の点検、その結果の公表、可能な限りの外部機関等による検証の実施について位置づけを行っている。平成29年には実験動物飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係機関等に周知を行ってきた。</p> <p>→実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(以下「実験動物の飼養保管等基準」という。)は、平成25年にその基準の内容を改正し、遵守状況の点検、その結果の公表、可能な限りの外部機関等による検証の実施について位置づけを行っている。平成29年には実験動物飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係機関等に周知を行ってきた。しかし、国や自治体が全ての施設の現状を把握することは困難な状況がある。</p>	<p>「現状と課題」では、本当に基準が守られているかどうか誰も確認していない現状について正直に記載するべきである。</p>	<p>現状と課題については事実関係に基づき明らかな事項を記載しているところであり、原案のとおりとします。</p>	412
210	<p>動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。</p> <p>→動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために行われているが、できる限り早く、動物を供する方法に代わる方法へ転換させることを目指し、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)を踏まえた適切な措置を講じること等が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要不可欠なもの」としてしまえば、今後永久に「動物実験ありき」と述べているも同然である。これでは、動物の愛護及び管理に関する法律に3R、とりわけ「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」が盛り込まれている意味がない。</li> <li>・必要かどうかの価値判断については動物愛護法が扱うべき問題の範囲を超える。ほかの問題(ペット飼育や動物の展示、畜産動物のと殺等)については、個別の施策部分ではわざわざ必要不可欠と述べないのに、実験動物についてはなぜこのように述べたいのか、実は実験動物が最も必要性について疑問が呈されており、批判があるからではないのか。</li> <li>・EUは、2010年に改正された実験動物保護指令において、動物実験の完全廃止へ向けた第一歩だということを明示しており、例えばオランダは、2025年までに毒性試験等の動物実験をなくす方針を示している。アメリカも、政府組織であるICCVAM(代替法検証省庁間連絡委員会)が動物実験に代わる「新しいアプローチ方法論(NAMs)への転換を戦略的ロードマップで掲げるとともに、EPA(環境保護庁)が2035年までに哺乳類の試験を要件から外すことを宣言した。動物実験の廃止は国際的な流れであり、過去の価値観にとらわれていると科学の進展を阻害する。</li> <li>・動物実験に代わる実験方法の開発に携わる人々の研究を否定することにもなりかねず、この「必要不可欠なもの」の一言によって、研究者そして、国民の少しでも動物の犠牲を少なくすることに努める意欲が減退する。</li> <li>・改正法附則第九条に以下の内容が入ったことから、「現状と課題」にも動物実験からの転換を目指すべきであることについて言及してほしい。</li> <li>「国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</li> </ul>	<p>動物を科学上の利用に供することは現状においては必要不可欠なものであると考えております。また、当該指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであり、原案のとおりとします。</p>	421
211	<p>改正案上の「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ…」の文言について、以下に修正することを提案する。</p> <p>⇒「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものである」という考えが主流であったが、動物を用いた方法は、かかる時間や資金面等々での効率性や人間への外挿性等様々な課題が指摘されており、ヒト生物学を基礎とした動物を用いない最新の科学技術への移行を検討する時期に達している。しかし、動物を使う限りにおいては、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ…」</p>	<p>動物実験は当面の間、完全に廃止はできないという認識ですが、動物を使った方法からヒト生物学ベースの考え方に移行するというパラダイム転換が起こっており、世界の主要な国々の当局はこのパラダイム転換に沿った動きをしている。よって、「必要不可欠なものである」とのみ記載するのは現状を正確に記述する表現としては不十分であると考え。世界各国で起こっているパラダイム転換に沿って、日本においても同様の方向性に舵を切ることを提案する。世界主要国が上記パラダイム転換に沿った動きをしていることを示す一例として、日本語でお読みいただけるアメリカ代替法検証省庁間連絡委員会(ICCVAM)のロードマップを出典として示す。【参考】</p>	<p>本記載は「実験動物の飼養保管等基準」の一般原則を引用しているものであるため、原案のとおりとします。</p>	1
212	<p>(6)実験動物…②講ずべき施策 ア「3Rの原則」、遵守の徹底、基準の遵守状況…定期的な実態把握、公表のパートについて、</p> <p>⇒意見内容: 法7条により、基準が遵守事項と明確になったものの、動物実験実施者への浸透は道半ばである。また、実験中の苦痛軽減や実験後の安楽死について調査をすとしても、動物実験実施者(責任者)を対象としたものとなると予想され、真の実態把握は困難と考えられる。結果を公表することにも疑問を投げたい。</p>	<p>理由: 3Rの「苦痛の軽減」の安楽死の方法について、炭酸ガスの利用がはたして推奨されるのかどうか、「動物数」の定義(繁殖群のマウス、生後何日目から動物数に含めるかどうか)など、判断の分かれる事項が多く含まれていることから。</p>	<p>ご意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	2
213	<p>1)改正動物愛護管理基本指針(素案)第2の2の(6)実験動物の適正な取扱いの推進、②講ずべき施策、イ.のうち、8行目、「関係省庁と連携し」を「関係省庁および日本学術会議、関係学協会等の学術団体、実験動物関係団体と連携し」に変更し、関係者の意見を広く徴すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的目的で動物実験を行う場合について検討を行う場合には、実験動物と動物実験に関連する専門家組織である学術会議、学協会関係者、大学や研究所等の研究機関の代表者、実験動物生産業者等の意見を徴すべきである。</li> <li>・科学研究目的の動物実験の自主管理体制についてフェアなレビューが成立するためには、一方の関係者である「省庁」だけでなく、他方の関係者である大学や研究所等の研究機関の代表者や実験動物生産業者等、そして専門家組織である学術会議や学協会関係者の意見が必要であることは明らかであろうと思われる。機関管理体制(自主管理体制)を推進する方向も十分に検討すべきであると思われる。</li> </ul>	<p>改正動物愛護管理法附則第8条及び第9条では、国が実験動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、必要事項を検討する旨が規定されています。レビューの実施方法については、関係省庁と連携して進め方を検討して参りますが、附則の規定を鑑みると、実験動物を取り扱う者等はレビュー対象と成り得るため、ご意見への対応は困難です。なお、実験動物を取り扱う団体をはじめとし、関係する団体のご意見は伺いながら進めていくことを想定しています。</p>	128
214	<p>改正案上の「…関係省庁と連携し、現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについてレビューを行い…」の文言について、以下の修正を提案する。</p> <p>⇒「…関係省庁と連携し、現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組み、関係省庁が安全性試験等の要件として動物実験を実施することを定めている法規制、及び国際動向についてレビューを行い…」</p>	<p>現状において自主管理体制が整っているのは、大学のような生命科学等の基礎研究を実施する機関の一部と把握している。それ以外、例えば、基礎研究ではなく、製品の安全性試験等で動物実験を実施している機関(例えば民間の企業や研究施設)については、自主管理体制のレビューでは十分に網羅できておらず、動物を科学上の利用に供するすべての利害関係者の状況を把握するためには自主管理体制のレビューだけでは不十分であると考え。基礎研究に従事する関係者以外で動物を科学上の利用に供する関係者の動物実験の状況を把握し、今後の施策を検討するためには、例えば関係省庁が安全性試験等の要件として動物実験を実施することを定めている(または動物実験を一選択肢として挙げている)法規制や、この領域における各国の当局の国際動向のレビューも必要であると考え。国際社会上、日本が各国と協力して国際動向に足並みを揃えることにコミットしていることを示すために、出典として、日本も署名している代替試験法国際協力(International Cooperation on Alternative Test Methods, ICATM)の協力覚書きを示す。【参考】</p>	<p>改正動物愛護管理法附則第8条及び第9条に基づき、講ずべき施策として規定しているものであり、原案のとおりとします。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	2

215	2) 同10行目、「現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。」については、「現行の機関管理体制(自主管理体制)を推進することを踏まえて、必要な検討を行うこと。」に変更し、今後も機関管理体制を推進すべきである。	<p>・日本においては、動物実験の倫理原則である3Rを実践するために、動物愛護管理法、実験動物飼養保管等基準と各省による基本指針、学術会議の動物実験ガイドラインによる規制の枠組みの下に、各研究機関での動物実験は機関管理(機関ごとに機関内規定の作成・委員会設置)を推進して、大きな問題なく運用されてきた。さらに外部検証のための人材養成も100人規模で組織的に進められている。動物実験の倫理原則である3Rを実践するために、動物愛護管理法、実験動物飼養保管等基準及び各省による基本指針、日本学術会議の動物実験ガイドラインによる規制の枠組みの下に、各研究機関での動物実験は機関管理(機関ごとに機関内規定の作成・委員会設置)を推進している。このことから、第41条の規定は改正せずに、今後も維持・推進すべきである。</p> <p>・動物実験を行うには、遺伝学的、かつ微生物学的に厳密に統御された実験動物が必要不可欠である。もし、遺伝学的、かつ微生物学的に品質が統御されない実験動物が広く市販されれば、その動物を使用した実験結果の再現性に信頼が無くする。言い換えれば、再現性の低い実験を繰り返すことになり、このことによりより多くの実験動物が必要となる。これは、新しい指針で強く求められている、3RのReductionに抵触するゆゆしき事態となる。このため、実験動物は、現在でも厳密、かつ適切な管理の下、飼育、繁殖、そして供給が専門的知識を持った業者によって行われている。この様な専門性については、一般の動物業者とは一線を画しており、これらの実験動物業者と一般の動物業者を同じ組上で論ずるべきではない。また、関係省庁といえども、動物実験関係者に匹敵するほど実験動物の管理に精通している職員が多いとは思えない。従って、「関係官庁のみならず」、上述の様に実験動物の関係者の意見を広く求めた上、その結果を基に、現行の機関管理体制(自主管理体制)に対してより強力に推進するため必要な検討を行なうべきである。</p>	改正動物愛護管理法附則第8条及び第9条に基づき、請すべき施策として検討するものでありご意見を反映することは困難です。ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	118
216	(3)改正案の中で、動物を取り扱う者を動物取扱業者に登録することを検討するとの記述があるが、登録に際して行われる実験動物の飼養施設の管理に関する専門性の非常に高い領域に対する判断は、実験動物の知識・技術・経験を有する専門家により可能で、その他の者による判断は困難である。このことから、動愛法第10条の科学的利用についての除外規定は維持すべきである。		ご意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。	80
217	この度の改正動物愛護管理基本指針(素案)は、動物の適正飼養等に関して、多面的にかつ具体的に詳細に規定しているのではないかと感じる。学術研究団体としては、改正動物愛護管理基本指針に照らし、また「3Rの原則」に従い、必要な研究を適切に実施していきたいと思う。		ご意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
218	(5)登録制度の遵守に加え、動物取扱責任者要件の厳格化について ⇒動物愛護管理法の第10条の規定はそのまま維持されるべきことを強く要望致します。	科学および医学的な使用に供する実験動物の取り扱いには高度な専門的な知識や技術を必要とするため。	ご意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。	
219	動物の扱いは厳格化について	私は動物実験を行っており、近年、実験実施・論文投稿の際に動物の扱いは厳格化されてきていると感じる。これは動物愛護の点からは望ましいことだといえる。この流れを確かなものとするために、適切な動物の扱いに必要な器具や試薬の購入に対して金銭的補助を行ったり、適切な動物の扱い方を学ぶ講習会をリーズナブルな価格で政府として提供するようにすれば、必然的により望ましい環境になっていくと考えられる。	ご意見について今後の参考とさせていただきます。	1
220	(6)実験動物の適切な取り扱いの推進について ⇒意見1. 実験動物を取り扱う者等は本学の場合、学部生や大学院生の教育や教員の研究に実験動物を利用しており、学部生・ゼミ生・大学院生・教員に該当します。これらの者を動物取扱業者に追加することは現在の大学の教育制度・研究制度に全く適合しない改正案です。 ⇒意見2. 現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うことについては、現行の機関管理体制(自主管理体制)を維持し、必要な検討を行うことに変更することが国民の健康や医療・福祉に寄与する大学・研究機関の研究・教育体制を維持・発展させる上で最善の策であると考えます。 よって、改正内容については「環境省庁と連携し」、「環境省庁および日本学術会議、関係する学術団体と連携し」に変更し、改正に当たっては科学を基盤とする理系・医療系の諸学会関係者から広く意見を聞くべきだと思います。	(意見1の理由) 国民の健康や医療および科学の発展に役立てる目的で動物実験を実施する場合には、実験用動物や動物実験に対して信頼性が高く国レベルで組織されている日本学術会議、学術関連学会の関係者、大学・研究機関等の代表者、動物生産業者等の意見を広く聞くべき。 (意見2の理由) 現在、国内の大学・研究機関における動物実験は指定された研究施設で実施されており、動物愛護管理法・実験動物飼養保管等の基本指針・日本学術会議の動物実験ガイドラインにより規制され各大学・研究機関の動物実験委員会の管理の下、3Rs(代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減の原則)を遵守して行われています。また、各動物実験施設は定期的に外部検証され、その評価が適正であるか大学・研究機関のホームページ等で公表されています。よって動物愛護管理法第41条は現行のままでも維持していくことを強く希望。	改正動物愛護管理法附則第8条及び第9条では、国が実験動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、必要事項を検討する旨が規定されています。レビューの実施方法については、関係省庁と連携して進め方を検討してまいります。附則の規定を鑑みると、実験動物を取り扱う者等はレビュー対象と成り得るため、ご意見への対応は困難です。なお、実験動物を取り扱う団体をはじめ、関係する団体のご意見を伺いながら進めていくことを想定しています。	1
221	動物実験を行う者を動物取扱業者に追加することに、強く反対。	現在、我が国は機関管理により問題なく教育・科学を進展させてきた。また実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説書も発刊され、これまでに以上に実験動物の取り扱いが良くなる途上にある。 また生物学実習や理系大学の卒業研究等における動物実験と、研究者による動物実験との切り分けについての課題もある。「生きた」動物に触れる機会を学生から奪うことは、生命の尊厳を学び、また産業動物の在り方を学ぶ機会にも繋がると考えられる。 以上の理由から、本件に関しては検討課題が山積みであると感じている。 昨今のニュースでは、飼育許容限界を超えて保護動物を受け入れ、結果的に飼育放棄や、劣悪な環境での飼育をおこなうNPO法人などが取り沙汰されている。我が国の行政におかれましては、こうした現状への対策が急務なのではないか。	ご意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
222	「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、」を、「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために果たして必要不可欠であるか否か、世界的、時代的な常識に鑑み、検討し直す必要がある。」とすべき。	これまで、新薬の開発には動物実験が不可欠とされてきたが、近年では、動物実験のデータを人に置き換えることの危険性や、データが人に応用出来る可能性は、極めて低いことなどが、医療の専門家達によって指摘されている。	動物を各条の利用に供することは現状においては必要不可欠なものであると考えております。	1
223	2 施策別の取組、(6)実験動物の適正な取扱いの推進、2-I ⇒「関係省庁と連携し、現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについてレビューを行い」とあるが、自主管理体制は第三者機関による外部検証によってレビューされ、適切に(関連法規遵守)運用されている。したがって、「現行の外部検証システムによるレビューを継続することで適正な機関管理体制の維持に努める」などのような変更を検討ください。また医学的貢献の観点から、同文の「関係省庁」は動物実験に関わる学術的団体の意見を取り入れる必要があるため、連携は関係省庁のみならず関連学術団体を追記するべきだと考える。	人類の健康を願うからこそその探求であり、その為には動物実験は不可欠である。動物実験無くして現在の医療はなしえなかったし、この先もそうである。非動物実験による医学発展を望むなら、もはやタイムマシンの開発がないであろう。あるいは未来からの来訪者に期待するしかない。したがって、大学及び研究機関における学術的研究を極度に窮屈にしないことを強く要望する。	改正動物愛護管理法附則第8条及び第9条では、国が実験動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、必要事項を検討する旨が規定されています。レビューの実施方法については、関係省庁と連携して進め方を検討して参りますが、附則の規定を鑑みると、実験動物を取り扱う者等はレビュー対象と成り得るため、ご意見への対応は困難です。なお、実験動物を取り扱う団体をはじめとし、関係する団体のご意見は伺いながら進めていくことを想定しています。	1

224	<p>「令和元年の改正法の附則において、(中略)これらの者を動物取扱業者に追加すること、その他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、(中略)が規定された」 ⇒この箇所は令和元年の改正法の附則の正確な引用のために、誤った解釈を生む恐れがある。「これらの者を動物取扱業者に追加すること」の最後の読点(、)は除かなければならず、つまり「令和元年の改正法の附則において、(中略)これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、(中略)が規定された」が令和元年の改正法の附則の正確な引用となる。</p>	<p>現在の「基本指針(素案)」の文では、「動物取扱業者に追加すること」と「検討を加えること」とが読点で並列にならんでいるように読めるため、あたかも「動物取扱業者に追加すること」がすでに令和元年の改正法の附則において「規定された」かのような解釈を導く恐れがあり、この解釈は大きな誤りである。令和元年の改正法の附則では、「動物取扱業者に追加すること」「検討を加えること」の一例にすぎない。</p>	<p>御指摘のとおり反映します。</p>	1
225	<p>動物取扱業の適用除外撤廃に反対します。</p>	<p>理由(実験動物生産者の立場から) 近年、実験動物の販売数は大きく減少※し、実験動物生産者もその数を大きく減らしている。このような状況にある中、業務事業内容に多様性のある比較的大きな生産者はアカメアや製薬企業と連携して、共同研究や開発を行う等密接不可分の関係を構築している。一方、多様性のない小規模の実験動物生産者の事業継続は難しく、廃業は時間の問題となっている。廃業した小規模の実験動物生産者は、「第1種動物取扱業」を申請・登録することでペット業者となり、これまで通り実験動物の販売を継続しつつ、新生子や生体を生き餌として爬虫類や猛禽類の餌としてペットショップ等に、また、エキゾチックアニマルとして同業者に卸すなど違法紛いの行為を繰り返しながら2つの領域を往き来している。動物取扱業という法的後ろ盾を与えることは、違法な繁殖業者の温床を広げること意味する。万が一でも、除外規定が撤廃され動物取扱業に組み込まれるようなことになれば、動物愛護管理法に纏う自主規制の精神のもとに構築された機関管理体制と自己点検評価、それを担保するための産学連携で築き上げてきた第三者評価制度の崩壊を招くことにもなりかねない。我が国の実験動物福祉体制が整備された2006年から積み上げてきた努力が水泡に帰ることになる。これらの理由から、動物取扱業については、従来通り適用除外とし、非終生飼養の実験動物と終生飼養の動物とは一線を画しておくことが重要と考える。※:平成28年度 実験動物の年間総販売数調査報告書(平成29年9月)(公社)日本実験動物協会</p>	<p>ご意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	1
226	<p>動愛法第10条の科学的利用についての除外規定および第41条の規定は改正せずに、今後も維持すべきである。</p>	<p>各研究教育機関は現在、3Rが実効性のあるものとなるように、研究従事者の教育訓練講習を事前に実施している。また、動物実験を実施する際には、我が国の関連法令や所属機関の機関内規定を厳しく遵守している。さらに、各研究教育機関は動物実験に関する自己点検評価の実施およびその評価報告書の情報公開、第三者による外部検証等をおこなっている。我が国における自主管理体制は十分に整備され、機能していると考えてよい。改正案にある、「実験動物を取り扱う者等を動物取扱業者に追加することが現実になった場合、現在適正におこなわれている自主管理体制に対して過度な規制としてはたらく、動物実験の遂行を著しく萎縮させることにつながるのではないかと強く懸念する。我が国の科学技術の発展的推進および医薬品産業の健全な発展、ひいては国民の健康の更なる増進を阻害する恐れが極めて高いと考えられ、本改正案には反対である。</p>	<p>ご意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	1
227	<p>ヒトを検体に使えない以上、動物実験は不可欠。</p>	<p>また動物の種類を限定するような動きがありますが、必ずしもすべての薬剤の効果が一つの動物でみられるわけではありません。スタチンのようにマウス、ラットでは効果がみとめられなかったが、イスで初めてみとめられたものもある。今日使われている薬が、動物実験も無しで、いきなりヒトに使われることほど恐ろしいものはない。種々の動物実験はすでにノウハウが蓄積されており、これらを制限することによるデメリットを考えればむやみに規制するべきものではないことが理解されると思う。またこれまでにされていた動物実験は動物の性差などを考慮したものは少なかったと思う。動物の性差が大きく結果に反映されることがわかってきている。すなわち性差、年齢など種々の条件の動物実験をして初めてヒトを対象にした臨床検査に用いるということが行われなければ、今後の薬の開発はできなと言っても過言ではない。</p>	<p>ご意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	1
228	<p>化粧品動物実験を禁ずる旨の明記について</p>	<p>2013年、動物実験化粧品販売、EUで全面禁止になった。化粧品のために生命を犠牲にするべきではない。7年経っても日本ではそれを禁止する法律がないことを憂慮する。欧米における日本産化粧品取組の取組拡大の大きな支障になっていると考える。日本ブランドを盛り上げていくという面でもネガティブな影響を与えている。早急のご対応を願う。</p>	<p>当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令の規定を超える義務等を基本指針に規定することはできません。</p>	1
229	<p>ア 関係省庁、団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、「3Rの原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知・遵守の徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。 イ 関係省庁等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、「3Rの原則」(代替法の活用、Replacement、使用数の削減、Reduction、苦痛の軽減、Refinement)及び実験動物の飼養保管等基準の周知・遵守について指導・徹底するとともに、当該基準の遵守状況及び「3Rの原則」の達成度に関して定期的な実態把握を行い、実験動物の使用数統計などの指標を用いて、適切に公表すること。</p>	<p>・この項目は「3Rの原則」と飼養保管等の基準について述べている項目であるから、「3Rの原則」が毎年どの程度達成できているのかについても把握を行い、公表することを明記すべきである。 ・主要国の中で実験動物の使用数の統計すらないのは日本のみであり、代替・削減がどれだけすすめられているかの1つの指標として、実験動物の使用数調査を国が行い、毎年発信することには意義があると考えられる。 ・改正法附則第八条以下の内容が入ったことから、動物取扱業に追加すること等が検討課題として盛り込まれており、使用数は飼養保管の実態の基礎的なデータとしても収集する必要があると考える。「国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者(第一条による改正後の法第十条第一項に規定する第一種動物取扱業者及び第一条による改正後の法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業者をいう。第三項において同じ。)に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</p>	<p>実態把握の方法については、今後検討を進めていきます。ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	417
230	<p>イ 令和元年の改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加すること、その他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な措置を講じること。 イイ 令和元年の改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加すること、その他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、その実現に向けて現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な措置を講じること。</p>	<p>・附則の内容について、「必要な検討を行う」では弱すぎる。実現させることを目指して進めていく前向きな姿勢を示すべきである。 ・自主規制のもとで行われている現行の取り組みは、あくまで関係者による民間の自主的な取り組みに過ぎず、国が評価を行うことになじまない。一方、国の取り組みについては、ほとんど皆無に近いことは歴然としており、レビューを行うほどのものではない。 ・動物福祉法で動物実験施設を登録制としているアメリカや、動物保護法で登録制としている韓国等でも同様だが、実験動物保護を目的とした法制度が確立した場合でも、自主的な取り組みは併存するのであって、自主的な取り組みがあるからといって法制度が不要になるような性質のものではない。議論をミスリードさせるような表現を避けるべき。</p>	<p>改正動物愛護管理法附則第8条及び第9条の規定に基づき実施するものであり、現行制度をレビューし、必要な検討を行うものです。</p>	412
231	<p>②ア 当該基準遵守状況について、第三者評価機関が定期的に実態把握を行い、実験の内容が妥当かどうかを評価し、公表すること。 * 下線部分に変更する。</p>	<p>実験動物に対しても透明性を確保するため、どれくらいの数の動物が、どのような実験で使用されているのかについて、国や都道府県が把握するべきである。</p>	<p>「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に外部検証については、すでに盛り込まれております。</p>	1

232	<p>イ 令和元年の改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加すること、その他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。</p> <p>イイ 令和元年の改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加を義務付け、その他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策について法定化すること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用について、法定化すること、関係省庁と連携し、現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについて徹底的に調査し、全国の動物実験施設を管理する機関を創設し情報開示すること、実験動物に対し「3Rの原則」に違反する者は処罰する旨を法定化する事。</p>	<p>先進国では動物実験に代わる代替法が主流である。日本は遅れを取るべきではない。動物実験の「3Rの三原則」は法的に義務化するべきである。全国にある動物実験施設を把握し管理する事は、国の行政としての義務である。国民に対する治安の安全は必須である。不透明な実験施設は国民にとっても不安である。法的に義務化する事により漏れる施設を無くす効果がある。動物実験施設を管理する機関を設けるべきである。情報開示希望者には開示すべきである。</p>	<p>当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令の規定を超える義務等を基本指針に規定することはできません。</p>	1
<b>(7) 産業動物の適正な取扱いの推進</b>				
233	<p>1. 現状と課題 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の作成・改訂がなされ、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着が図られている。このため、これらの動向を踏まえ、産業動物の飼養等の在り方を検討し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を見直す必要がある</p> <p>(修正)→「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の作成・改訂がなされ、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着が図られている。このため、これらの動向を踏まえ、産業動物の飼養や屠殺の在り方、産業動物を扱う従業員の産業動物に対する虐待行為等を無くす事を検討し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を見直し改定する必要がある</p> <p>2. 講ずべき施策 ア 令和元年の法改正において、地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、効果的な連携強化の在り方について検討を行うこと。</p> <p>イ 関係省庁の協力を得ながら、動物愛護管理法及び産業動物の飼養保管基準の内容について周知、遵守の徹底について、効果的な方法を検討し、実施すること。</p> <p>(修正)→ア 令和元年の法改正において、地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、徹底的な連携強化の在り方について検討を行い産業動物に対する虐待行為等を監視する機関を設ける事。</p> <p>イ 関係省庁の協力を得ながら、動物愛護管理法及び産業動物の飼養保管基準の内容について周知、遵守の徹底について、全国の産業動物関連業者を定期的に調査し教育を実施すること。産業動物に対する虐待行為は処罰するように法定化する事。産業動物の長距離輸送や屠殺前の長時間放置を無くし違反行為に対しては処罰する旨を法定化する事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的アニマルウェルフェアの基本原則5つの自由を、より具体的に明記する必要がある。</li> <li>・産業動物関連従事者に対する罰則がないのは不当であり懲罰を法定化する必要がある。</li> <li>・産業動物の長距離輸送についても動物に苦痛や恐怖を廃絶するという具体的な明記が必要である。</li> </ul>	<p>アニマルウェルフェアの基本原則である5つの自由については、動物愛護管理法第2条第2項で、基本原則として、その趣旨を明記し、動物の適切な取扱いを求めており、当該指針においても、第1のパートでその趣旨については、既に盛り込まれているものと考えており、原案のとおりとします。</p> <p>また、本指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える個別の規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。</p> <p>虐待への対応については、改正動物愛護管理法第44条の4において、地方公共団体における関係部局間の連携規定が規定されたことから、今後、関係部局との連携について対応していくこととしています。</p>	1
234	<p>アニマルウェルフェアは英語であり、日本語訳は動物福祉なので、動物福祉とすべき。</p>	<p>アニマルウェルフェアは国民の多くが不知で認知度はかなり低い。動物福祉は国民の多くが認知している。</p>	<p>本記載は、「(7)産業動物の適正な取扱いの推進」のパートにおける現状と課題として、既存の通知や指針の記載を引用しているものであり、原案のとおりとします。なお、アニマルウェルフェアの考え方等については、(10)調査研究②イに記載しているとおり、整理することとしています。</p>	1
235	<p>「適正な飼養保管がされているか定期的に検査を行う」や「屠殺方法は苦痛を与えない方法を用いる」などといった文面を入れて欲しい。</p>	<p>これから様々な方向性が検討されると思うが、今後は愛玩動物同等に畜産動物にも目を向ける必要があると思う。奪われるとわかっている命なのであれば、特に、適正な飼育環境や虐待などにも徹底的な対処が行われるべきである。業者等の登録制もぜひ視野に入れて欲しい。</p>	<p>当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行法で規定されていない畜産業者の登録等、法令規定を超える規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。</p>	1

236	(7)産業動物の適正な取扱いの推進の②について →「ウ 不衛生で非人道的で悪質な動物産業の横行を制限するため、産業施設への定期的な立ち入り調査、改善指導等を実施、警察等と連携して動物福祉と、衛生管理を徹底する。」を追記すべき。	中国では、不衛生な生き物の取り引きと、非常識な「伝統食文化、により、新型コロナウイルス等をはじめ、これまでも何度も危険なウイルスを曝露させている。鶏インフルエンザや、豚コレラなども、不衛生で、動物福祉は微塵も適用されていないストレスフルな酷い状況の産業から発生している。	本指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。	1
<b>(8)災害対策</b>				
237	エ 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進すること。 エー 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の情報共有を図りつつ、動物の避難場所の確保を可能な限り推進し、かつ飼料や飲料水、物資、発電機、燃料等の事前の災害対応準備の方法を検討することで必要な体制整備を整え、また災害対応が可能な飼養方法や飼養数に切り替えていくことを指導する等の対応を推進すること。	・ペットの多頭飼育者のみでなく、学校飼育動物、畜産動物、実験動物等についても災害対策の必要性が求められてきたところである。 ・畜産動物については、東日本大震災での被害が甚大かつ深刻であったが、令和元年12月3日の衆議院環境委員会における答弁によると、畜産動物の災害対応についての取組としては、関係省庁からの情報提供をしてもらったこと、省庁間連絡会議での情報共有を行ったことのみとなっており、基本指針の内容への取組が非常に薄いことがわかる。年間10億が利用される畜産動物に対し、無策の状態が続くことになる。具体的に動物愛護の観点からの対策を明記すべきである。	ペット以外の動物について、動物愛護管理法第7条に基づき定められている「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」「展示動物の飼養及び保管に関する基準」「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」「産業動物の飼養及び保管に関する基準」において、動物の飼養者又は管理者等が努めるべき災害や緊急時の対応が規定されています。ご指摘のような具体的な対応については、対象とする動物の範囲、地域防災計画等の整合性や地域実情、災害の種類等に応じて判断されるものであり、当該指針は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、原案のとおりとします。	416
238	以下[新設]すべき。 一オ 動物取扱業における災害対策は前述のペット同様に捉え、対策がなされるよう指導を行うこと。	今年の台風被害ではペットショップの被災による動物の死亡についても、報道やネットでの炎上事例があり、事前の対策の不備が指摘されたところである。	動物愛護管理法第7条に基づき定められている「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」「展示動物の飼養及び保管に関する基準」「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」「産業動物の飼養及び保管に関する基準」において、動物の飼養者又は管理者等が努めるべき災害や緊急時の対応が規定されています。災害対応は自動を原則としていますが、特に事業として扱っている動物への災害時の対応は、対象とする動物の範囲、地域防災計画等との整合性や地域実情、災害の種類等に応じて、飼養者又は管理者自身が平時から準備し対応する必要があると考えられるため、原案のとおりとします。	412
239	以下[新設]すべき。 一オ 動物取扱業における災害対策は前述のペット同様に捉え、対策がなされるようガイドラインを設け、指導、勧告の指針の一つに組み入れること。	ペットは同行避難という原則があるのに、同じ犬や猫などの動物が、商品という段階であるために、水に流されたり、ケージごと落ちて圧死したり、火事で焼死など、避難させられず死んでいる。これは生き物を商品として陳列販売することに無理があるということである。	動物愛護管理法第7条に基づき定められている「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」「展示動物の飼養及び保管に関する基準」「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」「産業動物の飼養及び保管に関する基準」において、動物の飼養者又は管理者等が努めるべき災害や緊急時の対応が規定されています。災害対応は自動を原則としていますが、特に事業として扱っている動物への災害時の対応は、対象とする動物の範囲、地域防災計画等との整合性や地域実情、災害の種類等に応じて、飼養者又は管理者自身が平時から準備し対応する必要があると考えられるため、原案のとおりとします。	1
240	『エ 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進すること。』 ↓ 「産業動物等」だけでなく、「産業動物、展示動物、実験動物等」など、該当する動物について、できるだけ具体的に書けないか。	災害時の動物の扱いは、動物の安全と健康面でも、人への危害の面でも、公衆衛生的にも重要であり、また、様々な動物への対応が必要だということを周知するためにも。	本記載はあくまで産業動物を例示したもので、御指摘の趣旨については盛り込まれているものと考えており、原案のとおりとします。	2
241	「1 現状と課題」に「災害時の実験動物や産業動物等への対応が確立されていない」を加える	産業動物の被災時には補償金が動物所有者に支払われる仕組みがあるように見えるが、実験動物の場合は補償が決まられていない。ゼロから実験を立て直すのは無理があるので産業動物程度の補償はあっても良いように考えます。	災害対応は自動を原則としていますが、特に事業として扱っている動物への災害時の対応は、飼養者又は管理者自身が平時から準備し対応する必要があります。なお、動物愛護管理法上、補償等の対応は所管外です。	1
242	(8) 災害対策の上に、項目を新設 ( ) 動物の殺処分方法に関する指針の見直し ① 現状と課題 動物を殺処分せざるを得ない状況下においては、動物の殺処分方法に関する指針(平成19年11月12日環境省告示第105号)に基づき、殺処分動物の生理、態、習性等を理解し、できるだけ速やかに、かつ心身ともに苦痛を軽減しなければならぬが、動物の殺処分は容易ではなく、技術と知識、動物愛護精神がなければ、動物に著しい苦痛を与えかねない。また、国際的には、より人道的な殺処分方法が随時開発されており、これらの動向に配慮し、より適正な方法を採用していく必要がある。 ② 講ずべき施策 ア 改正法において、殺処分方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない旨が盛り込まれたことから、動物の殺処分方法に関する指針を見直す。	この指針の中に、殺処分の現状を問題視し、改善しなければならないという、一番重要なことが書かれていない。改正動物愛護管理法第40条には殺処分について「できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって…」と書かれてあるが、犬や猫の炭酸ガスによる殺処分一つ取ってみても、安楽死とはとても呼べないものであることは、多くの国民の知るところである。殺処分される動物に対し、より苦痛の少ない方法を研究、開発し、切り替えていくことは、人として当然の責任であることを明記すべきである。	改正動物愛護管理法第40条第3項の規定を踏まえ、(10)調査研究の推進②講ずべき施策ウの記載のとおり、諸外国における科学的知見や制度等について情報収集を行い、基本的な考え方や具体的な手法について再整理することとしています。	1
243	災害時における飼い主責任によるペットとの同行避難の考え方が程度普及し、獣医師会や動物愛護団体等による動物救護活動も活発に行われるようになってきている一方で、円滑な避難や救護のためには、飼い主における日頃からのペットのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要であり、避難行動においては、ペットとの同行避難の徹底や避難所、応急仮設住宅での受入れ等が依然として社会的な課題となっている。近年は災害が広域化していることから、関係機関等との連携協力の下に広域的な協力体制を整備しておく必要がある。 →(以下に修正すべき) そしてペット連れ被災者専用の避難所・ペット連れ被災者専用の仮設住宅の確保が必要である。	ペット連れでない一般の被災者に気兼ねをして、避難所には行かず自宅にとどまるペット連れ被災者が多く居るのが現状であるので、それを解消するためには、必要不可欠な重要な施策である。	ご意見について、今後の施策の参考にさせていただきます。	1
244	ア 都道府県以外の地方公共団体においても、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、地域の実情に応じて、ペットの一時預かりや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設整備を含め、必要な体制整備を推進すること。 →(以下に修正すべき) 地域の実情に応じて、ペットの一時預かりやペット連れ被災者専用の避難所、ペット連れ被災者専用の仮設住宅	ペット連れでない一般の被災者に気兼ねをして、避難所には行かず自宅にとどまるペット連れ被災者が多く居るのが現状であるので、それを解消するためには、必要不可欠な重要な施策である。	ご意見について、今後の施策の参考にさせていただきます。	1
<b>(9)人材育成</b>				
245	第2-1-(3)、第2-1-(4)、第2-2-(1)-1、第2-2-(1)-2に新たに追加されたように動物愛護推進員の役割が従前より重きを置かれているが、研修等の義務がない現状の制度では法の趣旨を正確に理解していない者が委嘱されている現状がある。人的リソースが限られている中で、動物愛護推進委員の役割をより拡大することは賛成であるが、法の趣旨を正確に理解し、正しい知識を持ち、行政と住民をきちんと橋渡しできるスキルを持った者が委嘱されるよう、研修制度と選考制度の制定が必要である	・現代社会において愛護動物の扱いについては、トラブルが非常に起きやすい新しい問題の一つであり、知識や技量が不十分又は誤っている者が動物行政に携わると愛護動物をとりまく問題がより複雑化する危険性を内包することとなる。 ・一部の推進委員がデマの発信源になり事業を妨害したり、SNSで推進委員であるとの虚偽も見かけます。	具体的な施策については、各都道府県が、当該指針に則して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。いただいたご意見について、今後の施策の参考にさせていただきます。	2

246	P25の上から6行目「…動物虐待等の該当性…」 → 該当するかどうかの対象が「動物虐待等」だけ明示されているが、これだけでよいのか疑問である。例えば、「適正飼養の該当性」などを加えてはどうか。	効果的な監視・指導としては、適正に飼養されているののかなどプラス方向を示すべきと考える。	本記載はあくまで例示であり、御指摘の趣旨については、既に盛り込まれているものと考えています。	2
247	24ページ の末尾に以下の一行を追加 さらに推進員の公募や協議会の公開などその質の向上には運営の透明性が有効である。	推進員はいないにもかかわらず、個々のボランティアが活発で犬の収容が少ないなど成果が目に見えている自治体がある一方、県域全体では推進員が長年任用されてきているが、県民からはその活動が見えず認知度も低いのは、その任用のプロセスの不透明さにも原因がある。	具体的な施策については、各都道府県が、当該指針に則して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。いただいたご意見について、今後の業務の参考とさせていただきます。	1
248	25ページ 各種研修会 講演会の開催 →ここに「意見交換会、活動報告会」を追加	一方向の情報伝達では限界がある。理想を言えば、サイエンスカフェのような、対等で密なコミュニケーションがこれまで欠けていたように思う。		1
249	[追加] 「行政担当職員業務における心のケアに対して速やかに対応する必要がある」	職員の中には殺処分等の状況に耐えきれず退職、躁鬱病になる、自殺までする方がいる。後から後から湯水の様に収容される命に対しての虚しさ、罪の無い命を自分の手で終えることについて罪悪感を持つ、このような状態に陥った時の心のケアが必要である。		1
<b>(10) 調査研究の推進</b>				
250	素案の①現状と課題の文章の最後に、削除された現行の「また、海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、国内における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。」を付け足して、元に戻してください。	・動物の福祉を科学的に改善するためには、国内だけではなく、海外の研究結果も必要です。当たり前の文章が削除されているのは、中長期的視野に立つと言いつつ、いつまでも情報収集して分析・検討するだけで行政が何も改善しない姿勢を表しています。 ・国や時代背景が違うという理由で海外の科学的知見を排除し、国内の動物取扱業界主導の研究に基づき、法律を骨抜きにし、動物の福祉を無視して利用する反共生社会をつくる意図が読み取れます。このような素案では国民の指針になりません。	旧記載は講ずべき施策として記載していたア及びイを想定したものであり、改正動物愛護管理法で規定されたことから、原案のとおりとします。なお、御指摘の趣旨については、第21 基本的な視点(2)(4)における記載や前段で引き続き「動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある」と記載していること、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
251	オ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献、国内における動物の飼養保管の実態、ペット飼育による社会的効用や新たな社会需要等に係る情報収集を行うこと。 イ オ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献、動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況、動物(愛護動物に限らない。広く両生類や観賞魚、脊椎動物以外のペットを含む。)の国内における飼養保管の実態、ペット飼育による社会的効用や動物を取り巻く課題等に係る情報収集を行う。	・「動物」と書かれているだけでは、どこまでの範囲を意味するのかわかりづらい。従来の業規制と愛護動物の範囲の動物と誤解される可能性が非常に高い。 ・改正法附則第八条以下の内容が入ったことから、両生類を含む動物取扱業者の動物の飼養保管の実態について現状を把握する必要があり、そのことを基本指針内でも明言するべきである。「2 国は、両生類の販売、展示等の業務の実態等を勘案し、両生類を取り扱う事業に関する規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」 3 前二項に定めるもののほか、国は、動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、動物取扱業者についての規制の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」 ・附則には両生類のみが加わったが、観賞魚等についても販売等取扱いの実態を把握し、将来的な規制に備える必要がある。 ・基本指針は、脊椎動物に限らず昆虫等に至るまであらゆる動物種を対象とするというのが環境省の見解である。様々な生き物が販売されている現状に鑑みても、できる限り幅広く把握することを明示していただきたい。 ・動物愛護法はペット飼育を推進するための法律ではなく、また国や地方自治体がペット飼育による効用をアピールし、飼育を促す必要はない。「ペット飼育による社会的効用や新たな社会需要」と言った記述は削除するべきである。 ・ペット飼育により人間社会が利益を得られるのかどうかということは動物愛護法が扱うべき問題の範疇を逸脱しており、わざわざ効用だけ探そうとすることも不自然である。ペット業界からの要望のみみえようとする態度が歴然としているように感じられる。社会的効用がうたわれることにより動物の扱いに問題が生じると、アニマルウェルフェアの観点から情報収集を行うのであれば、その旨を記すべきである。 ・「新たな社会需要等」の意味がわかりづらいため、修正いただくと良いと考える。規制の対象となりうる新たな業種の拡大についての動向調査であれば納得するところだが、動物の利用を推進する目的であれば動物愛護法の趣旨を逸脱する。常に把握が必要なのは、動物の取扱いをめぐる起きる、そのときどきの問題・課題等の把握だと考える。	ご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。  なお、両生類については改正動物愛護管理法附則第8条第2項に検討事項として記載されましたが、魚類や脊椎動物以外については、当該附則の範囲には盛り込まれておりません。 また、人と動物が共生する社会の実現を図っていくためには、動物の飼育に伴い発生する問題とともに、動物の飼育に関連する社会のニーズや飼育が個人や社会にもたらす効果についても把握していくことが必要と考えられるため、原案のとおりとします。	414
252	アニマルウェルフェアではなく日本語の動物福祉とすべき	動物福祉は多くの国民に認知され定着しているから	アニマルウェルフェアの考え方等については、(10) 調査研究の②-Iに記載していること、今後整理することとしていることから、原案のとおりとします。	1
253	動物の殺処分方法について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理すること。 →(以下に修正) 冒頭に「特別な事情がある場合の」を追加	けがや病気等で大きな苦痛を伴い、回復の見込みのない場合を除いて、基本的な考え方として「特別な事情なしで殺処分はしない」という、日本独自の動物愛護哲学を持つことが、これからの日本の動物愛護の方向性と考えられる。	改正動物愛護管理法第40条第3項の規定を踏まえ、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、基本的な考え方や具体的な手法について再整理することとしており、原案のとおりとします。	1
254	② 講ずべき施策 『エ 動物の殺処分方法について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理すること。』 ↓ 以下の文言に変更すべきではないか。 『動物の殺処分方法について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、動物の苦痛の痛みや軽減を図るとともに、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理すること。』	殺処分方法の検討については、人間側だけでなく、動物の苦痛の軽減についての配慮が必要不可欠であるため。	動物愛護管理法第40条には、動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならないと、規定されています。	1
255	アニマルウェルフェアについて、“再整理”ではなく、“再検討”に修正してほしい。	・欧米諸国より、動物福祉の概念が遅れているため。 ・日本人は、動物たちの痛みや苦しみに対する認識が甘い、鈍感。もっと科学的な根拠を基に、どんどん広く知らしめてほしい。	令和元年6月に改正された動物愛護管理法の附帯決議十三、を踏まえたものであり、原案のとおりとします。	2

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し、その他

256	今回の基本指針改正を支持する。	<p>・屋外に生息する猫への無責任な餌やり、地域猫のあり方について、とてもよい方針を出していただけたと思う。地域猫活動は結果的に個体数がゼロになることが、基本的な理念であると理解しています。それを無責任な餌やりや、去勢避妊を伴わず放すことによって、実際には理想とは程遠い現実があると思います。猫が外にいることによってロードキルは増える一方で、近隣への糞尿被害、他のペットを殺してしまうこと、在来種への淘汰圧など、デメリットが多く存在します。それぞれの人がマナーやモラルによって適正管理できれば理想ですが、残念ながら科学的な証拠が揃っていても、感情が先にたつて正しく行動できない人が多いことも事実です。</p> <p>・本当は全ての猫や犬(現在の状況を問わず)に飼い主が出来て十分な生活環境を与えられることが理想なのですが、そのような社会にするための過渡期として、現在は殺処分を容認せざるを得ないのかなと思っています。また、捕獲・譲渡・処分のお仕事をされる方々の心労を少しでも低減できるような待遇をして頂ければ幸いです。</p>	ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。	2
257	令和7年度 →令和3年度へ変更。	5年毎というのは、遅すぎる。毎年改正していく余地は十分にある。昭和48年にできた「動物愛護管理法」は古すぎる。今回素案を読んでみて、「動物愛護」イコール「殺処分」と知った。ペットショップの数値規制案も残酷すぎる。行政により少しでも動物福祉に根ざした法律を作って欲しい。	当該指針の計画期間は10年間であり、策定後概ね5年目を目標として見直しを行うこととされています。	2
258	全体に関して、今日の愛護動物に係る問題に対処するために、基本方針が拡充されていると評価する。しかし、用語の定義や使い方が曖昧なため、人により解釈が分かれ、論争となる場合も想定される。適正な動物愛護管理の推進のためにも、法や基本指針で使用する用語の定義や規定を設けるべきと考える。		ご意見について、今後の施策や業務の参考とさせていただきます。	1
259	素案の内容を高く評価し、賛成する。ネコは元来、狩猟能力が高く周囲の小動物へ悪影響を及ぼす他、ノミ・ダニその他の病原菌の媒介者となりうるため、所有者のいないネコのみならず、所有者のいるネコであっても、所有者の管理外で屋外へ自由に放逐する行為は不適切であるということの普及啓発と罰則を強化するべき。		ご意見について、今後の施策や業務の参考とさせていただきます。	1